

説明資料

〔資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について〕

令和2年11月13日（金）

財務省

目 次

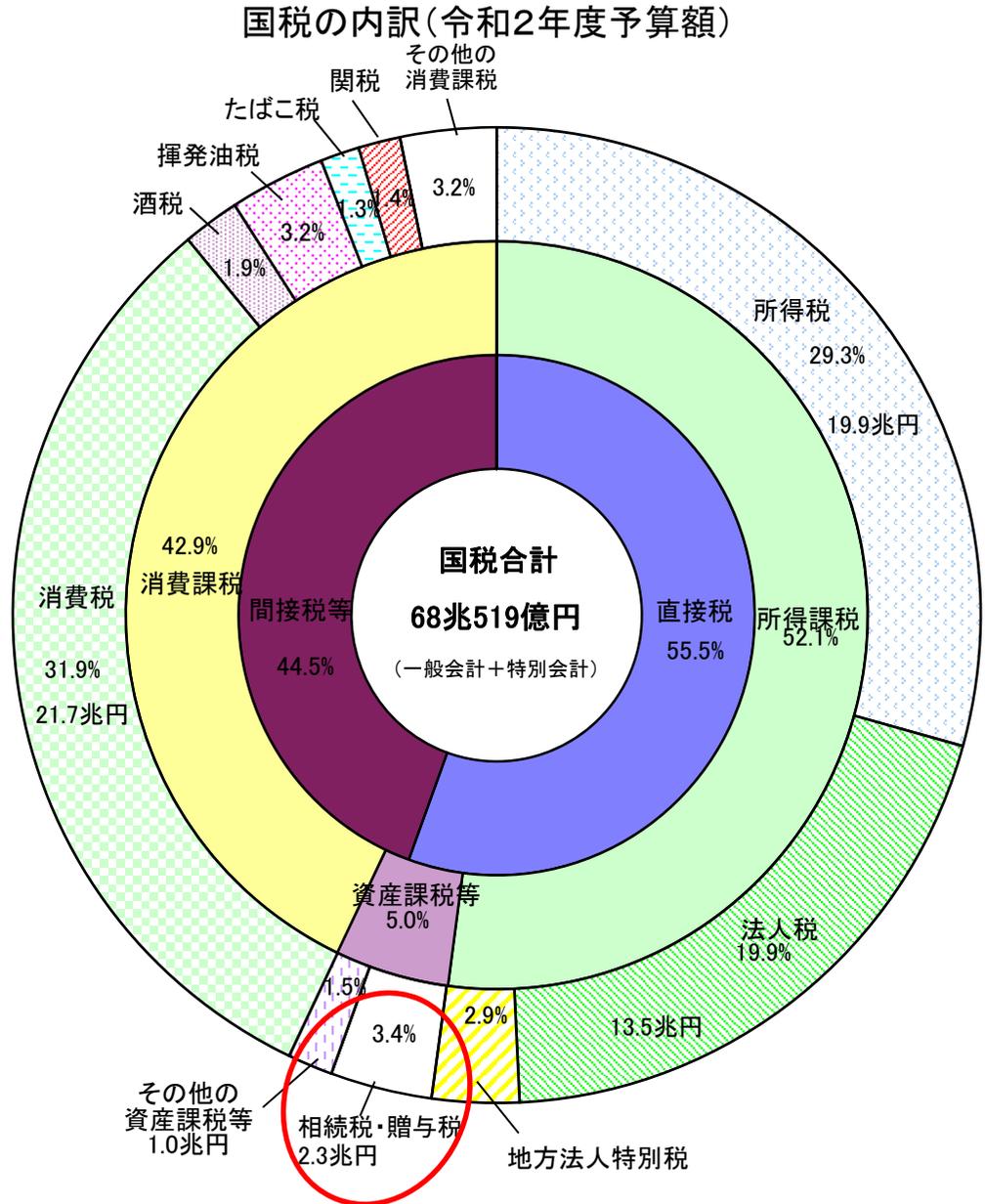
1. 相続税・贈与税の概要	3
2. 相続税・贈与税の現状と課題	
①経済社会の構造変化	14
②制度的論点	23
③贈与税の非課税措置	37
参考資料	44

1. 相続税・贈与税の概要

国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★ 法人税★ 地方法人税★ 地方法人特別税★ 復興特別所得税★
資産課税等	相続税・贈与税★ 登録免許税 印紙税
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税

(注) ★印は直接税、無印は間接税等



相続税・贈与税の課税根拠・意義について

わが国税制の現状と課題 —21 世紀に向けた国民の参加と選択— (抄) (平成 12 年 7 月 政府税制調査会)

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

(前略)

基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

(中略)

なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置付けもあります。

(後略)

相続税の概要

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税。

1 計算方法

- 相続財産の合計額から債務・基礎控除額を控除した残額を法定相続分で按分した金額について、累進税率を適用して相続税の総額を計算。
 - ・ 基礎控除：3,000万円＋600万円×法定相続人数
 - ・ 税率：10%から55%までの累進税率（8段階）

2. 課税状況 （平成29年分・30年分）

区分 年分	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税件数 割合 (b)÷(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金額	負担割合 (d)÷(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
29	1,340,567	111,728	8.3	2.81	155,999	13,962.4	20,141	1,802.7	12.9
30	1,362,470	116,341	8.5	2.77	162,640	13,979.6	21,104	1,814.0	13.0

（注1）“死亡者数(a)”は「人口動態統計」（厚生労働省）により、その他は「国税庁統計年報書」による。

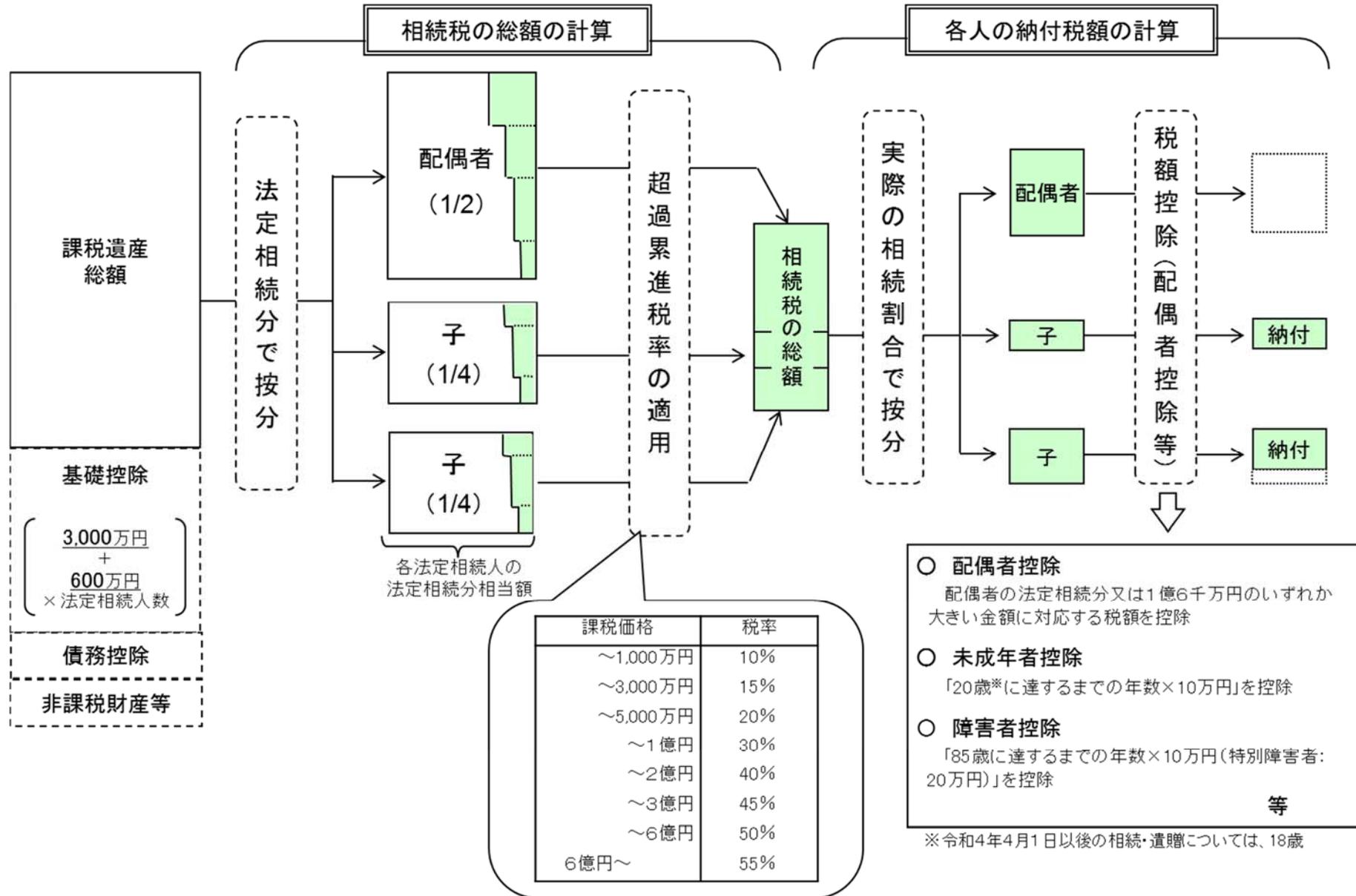
（注2）“被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。

（注3）“課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。

（注4）“課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の仕組み

○ 我が国では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産額に応じ按分して税額を計算する方式(法定相続分課税方式)が採られている。



相続税が課税される財産等

相続財産(H30年)
17.3兆円

〔相続財産の内訳〕

土地 : 6.1兆円(35.1%)
有価証券 : 2.7兆円(16.0%)
現金預金 : 5.6兆円(32.3%)
その他 : 2.9兆円(16.6%)
(家屋・構築物、生命保険等)

合計 : 17.3兆円

課税遺産総額

相続税額の計算
の基礎となる金額

相続税の課税価格

基礎控除

3,000万円
+
600万円
× 法定相続人数

債務控除等

非課税財産等

非課税財産

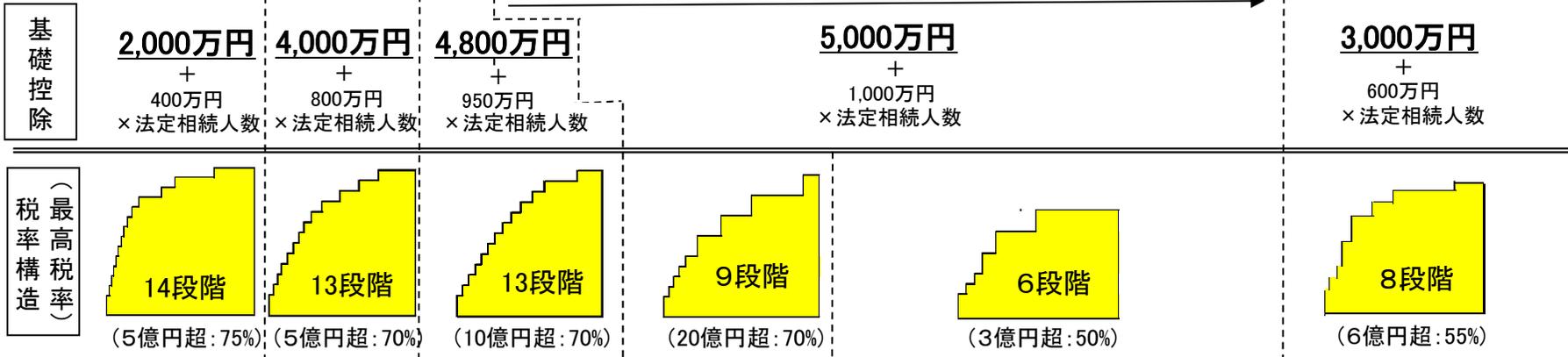
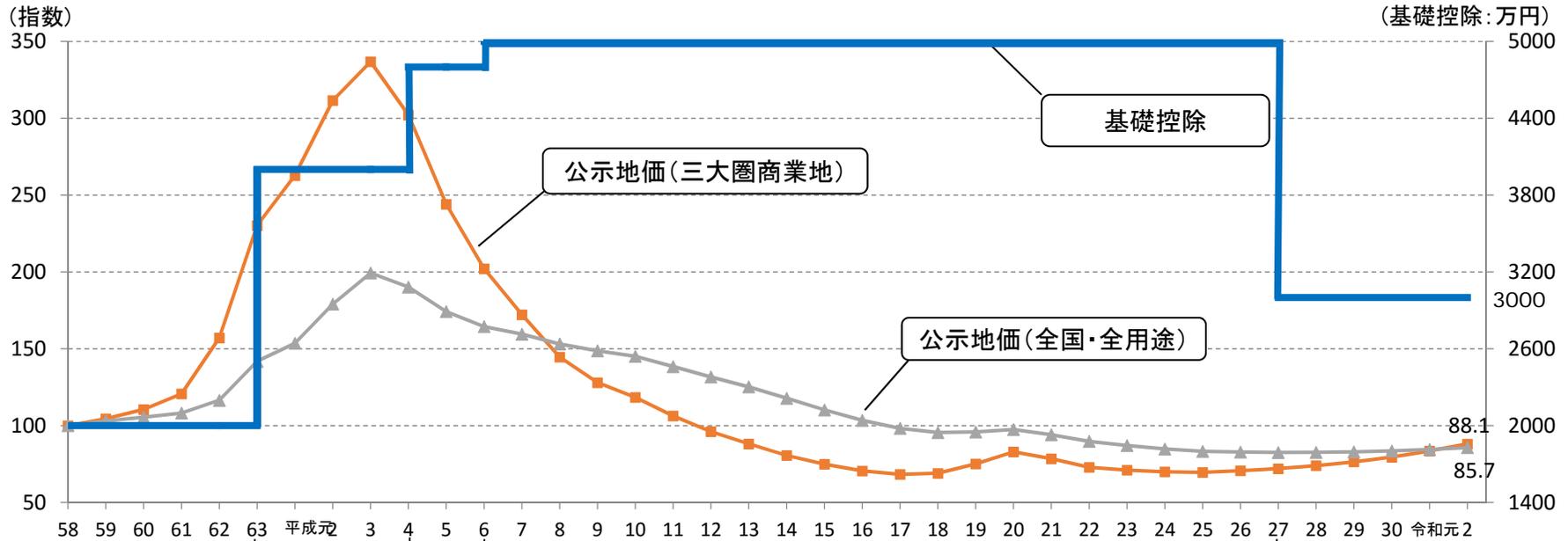
- 墓所、霊びょう等
- 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額
(500万円×法定相続人数)
- 相続人が、申告期限までに国や公益法人
等に贈与(寄附)した相続財産 等

課税価格の減額特例

- 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - ・ 居住用宅地(330㎡まで80%減額) 等

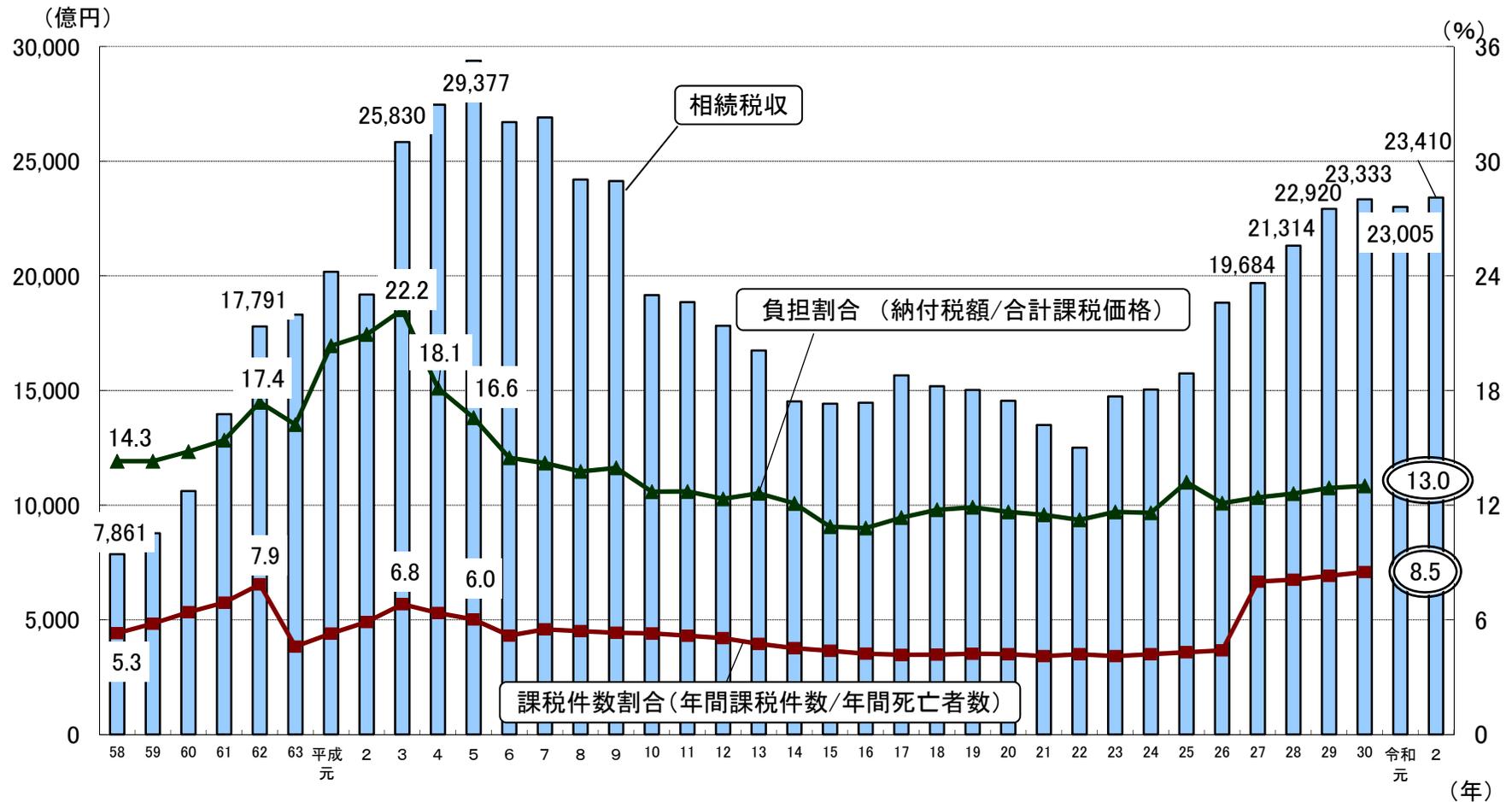
地価公示価格指数の推移と相続税の改正

- バブル期の地価高騰に伴う負担調整のため、累次にわたり基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げを実施
- 平成25年度税制改正において、相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げを実施(平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用)



相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

- バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び税収とも減少傾向。
- 平成27年以降は、基礎控除の引下げの結果、課税件数割合は100人中8.5人(足元)に増加。

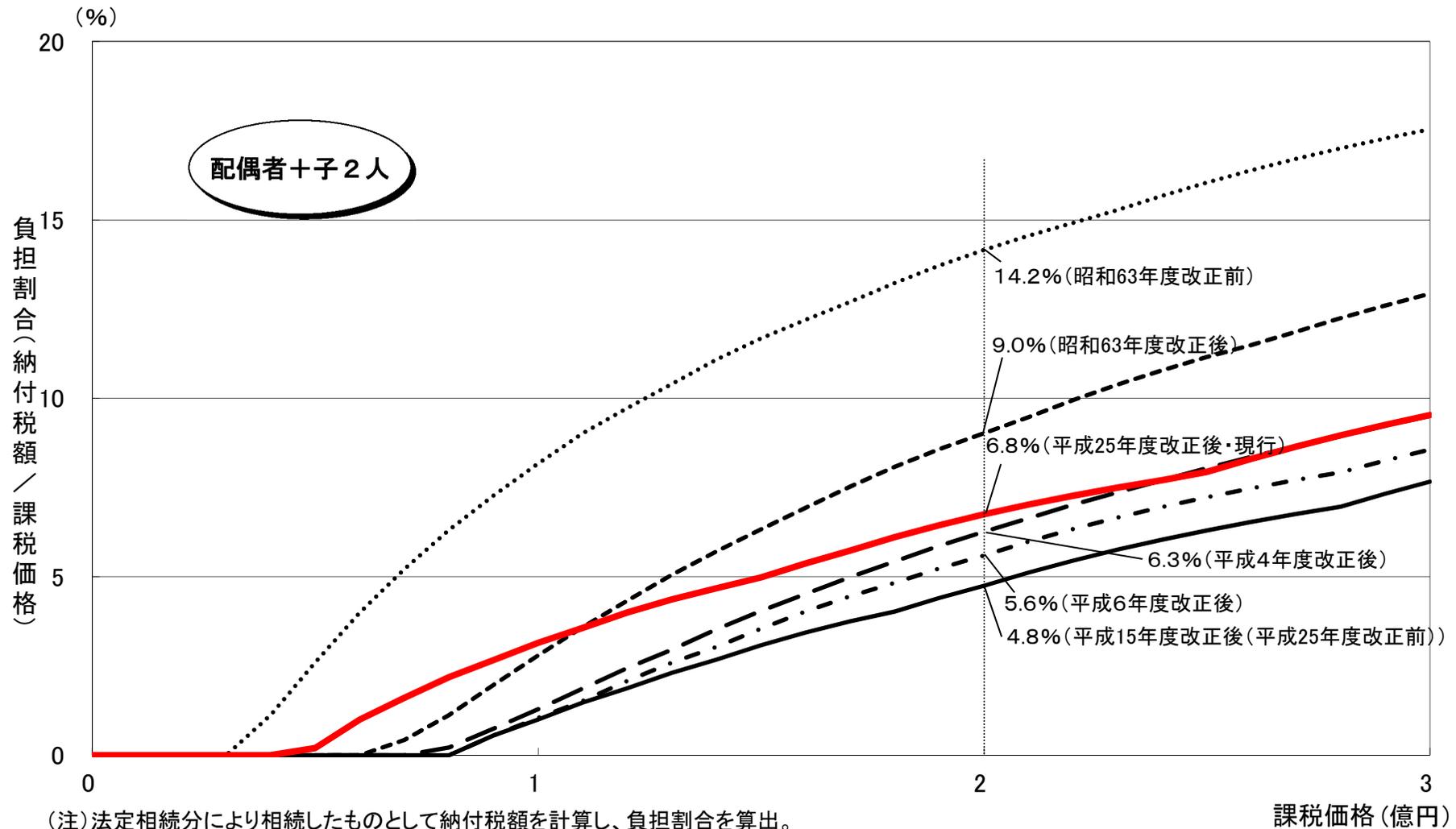


(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(令和元年度以前は決算額、令和2年度は予算額)。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。

相続税の負担割合の推移

- バブル期以降の基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げにより、負担割合は減少傾向。
 - 平成27年1月以降の基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ等により、負担割合は増加。
- ⇒ 課税価格2億円の場合、負担割合は4.8%⇒6.8%に。



贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

1. 計算方法

(1) 暦年課税

○ 1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除を控除した残額について、累進税率を適用し税額を計算。

- ・ 基礎控除：110万円
- ・ 税率：10%～55%の累進税率（8段階）

税率	課税価格	
	直系卑属（20歳*以上）	一般
10%	～200万円	～200万円
15%	～400万円	～300万円
20%	～600万円	～400万円
30%	～1,000万円	～600万円
40%	～1,500万円	～1,000万円
45%	～3,000万円	～1,500万円
50%	～4,500万円	～3,000万円
55%	4,500万円～	3,000万円～

2. 課税状況 （平成30年分）

(1) 暦年課税

申告件数 37.4万件
 贈与財産額 1.5兆円
 納付税額 2,540億円

(2) 相続時精算課税

○ 贈与時の税負担を軽減し、相続時に相続税で精算するもの。

○ 贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除を控除した残額について、20%の税率を乗じて税額を計算。

○ 贈与者が死亡した場合は、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算。

- ・ 特別控除：累積で2,500万円（贈与者ごと）
- ・ 税率：一律20%
- ・ 適用要件：贈与者：60歳以上
 受贈者：20歳*以上の推定相続人及び孫

(2) 相続時精算課税

申告件数 4.3万件
 贈与財産額 0.55兆円
 納付税額 275億円

※令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月26日
政府税制調査会

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

① 資産再分配機能の適切な確保等

相続税については、バブル期の地価の上昇等に対応して、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和等が行われてきた。その後、地価の下落に伴った見直しが行われず資産再分配機能が低下していたが、その回復を図る観点から、平成25年度税制改正において、相続税の基礎控除の引下げや税率構造の見直しが行われた。

今後、死亡者数の増加により相続発生件数の増加が見込まれる中、出生率低下に伴う相続人数の減少傾向が、相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となり得る。高齢世代内における資産蓄積の偏在が、相続を機会に次世代に引き継がれる可能性も増している。こうしたことから、資産課税の有する再分配機能は引き続き重要である。平成25年度税制改正の見直しによる効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、そのあり方を不断に検討していく必要がある。

なお、社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たすものである。

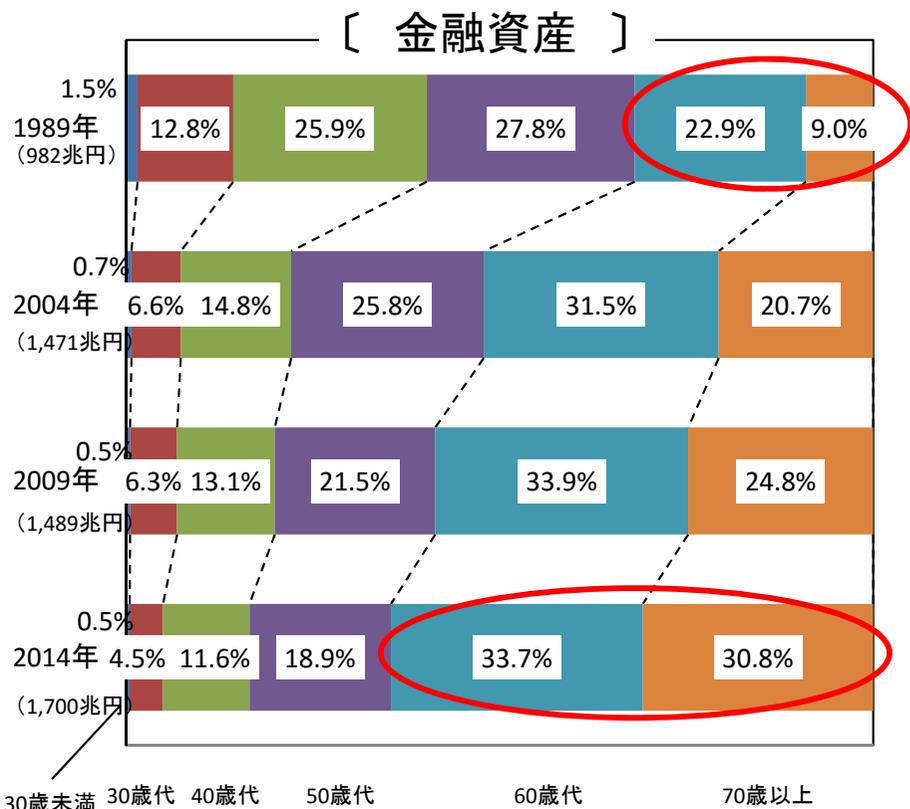
2. 相続税・贈与税の現状と課題

① 経済社会の構造変化

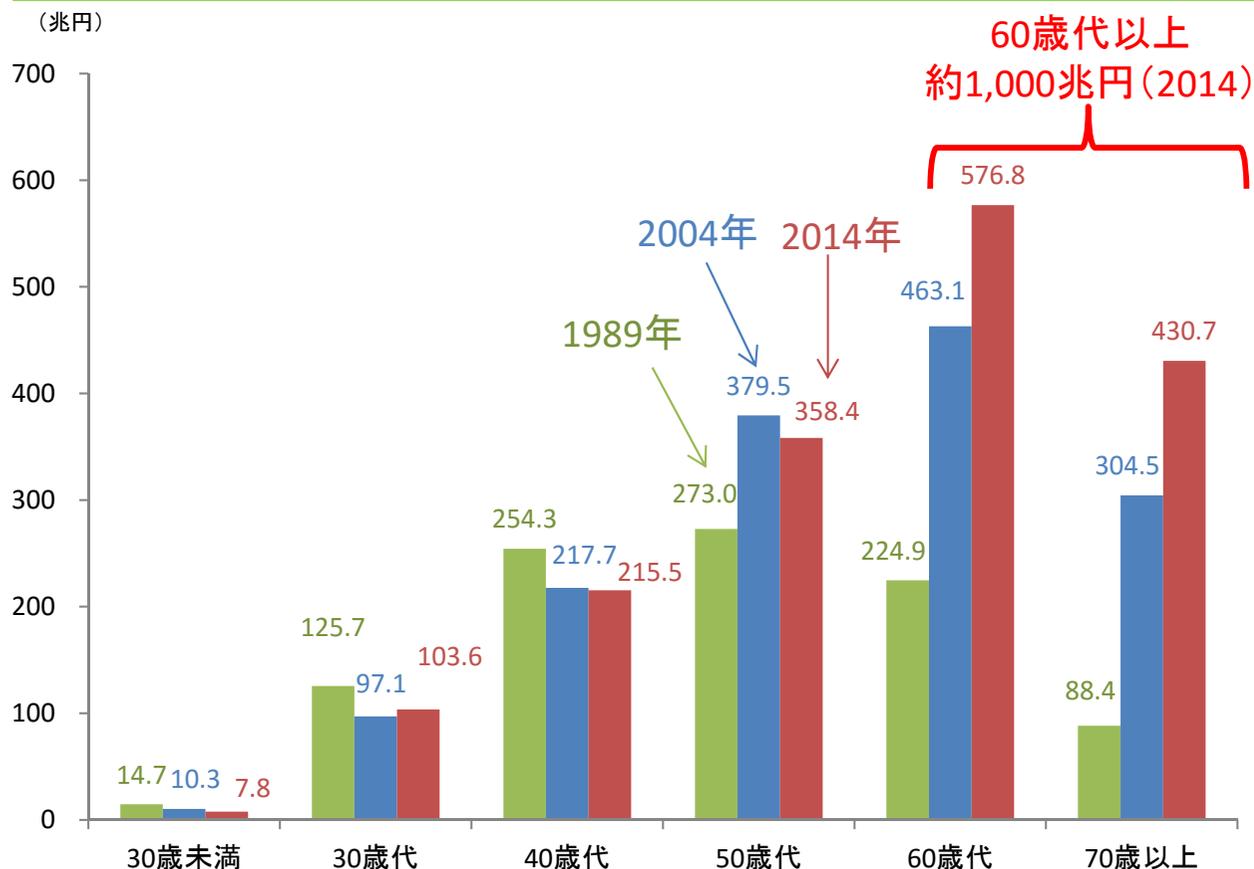
年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高をみると、この25年間で60歳以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳以上が約6割(約1,000兆円)の資産を保有。

年代別金融資産残高の分布の推移



年代別金融資産保有総額(兆円)

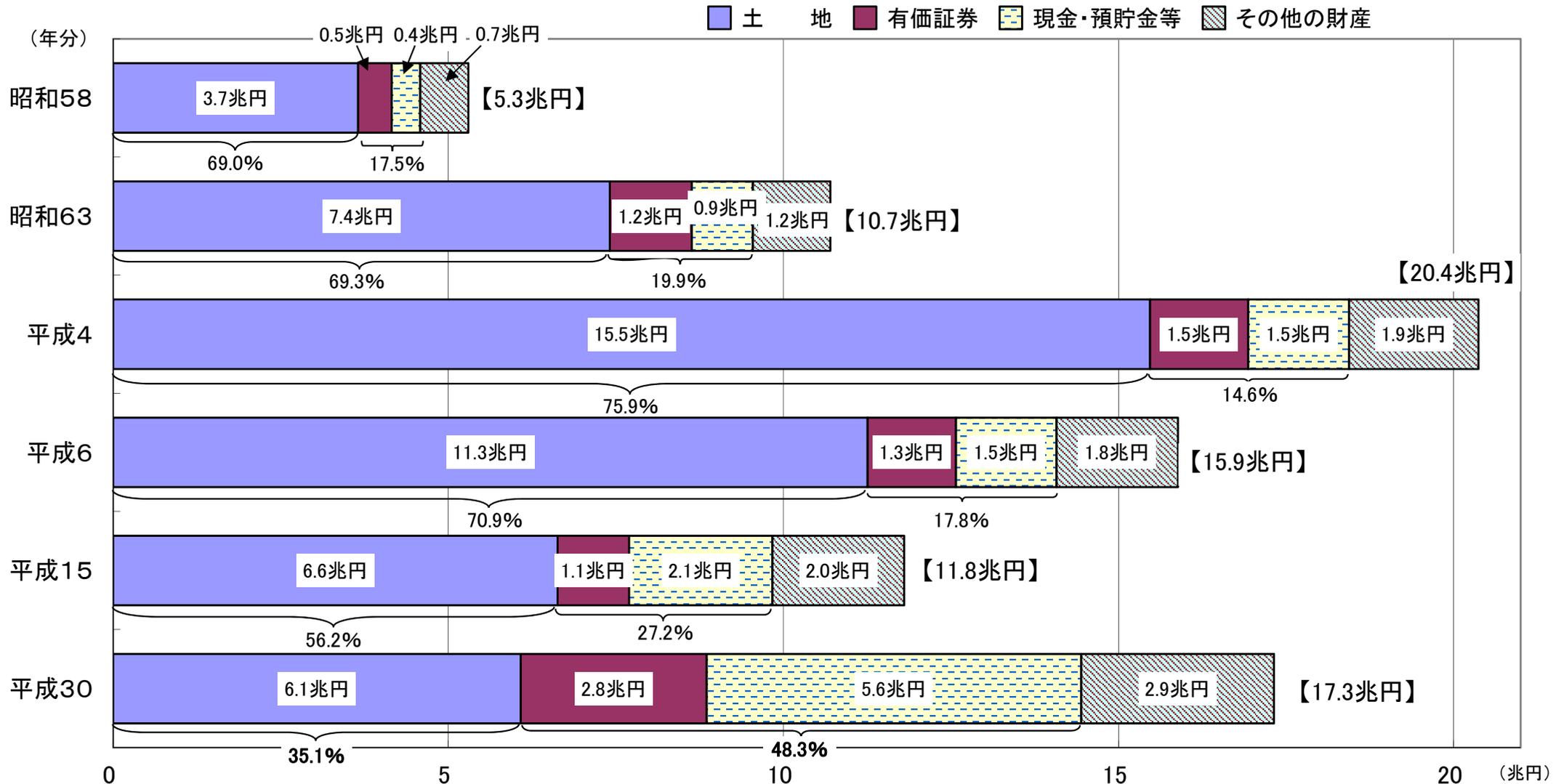


(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」により作成
 (注)「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

(出所)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

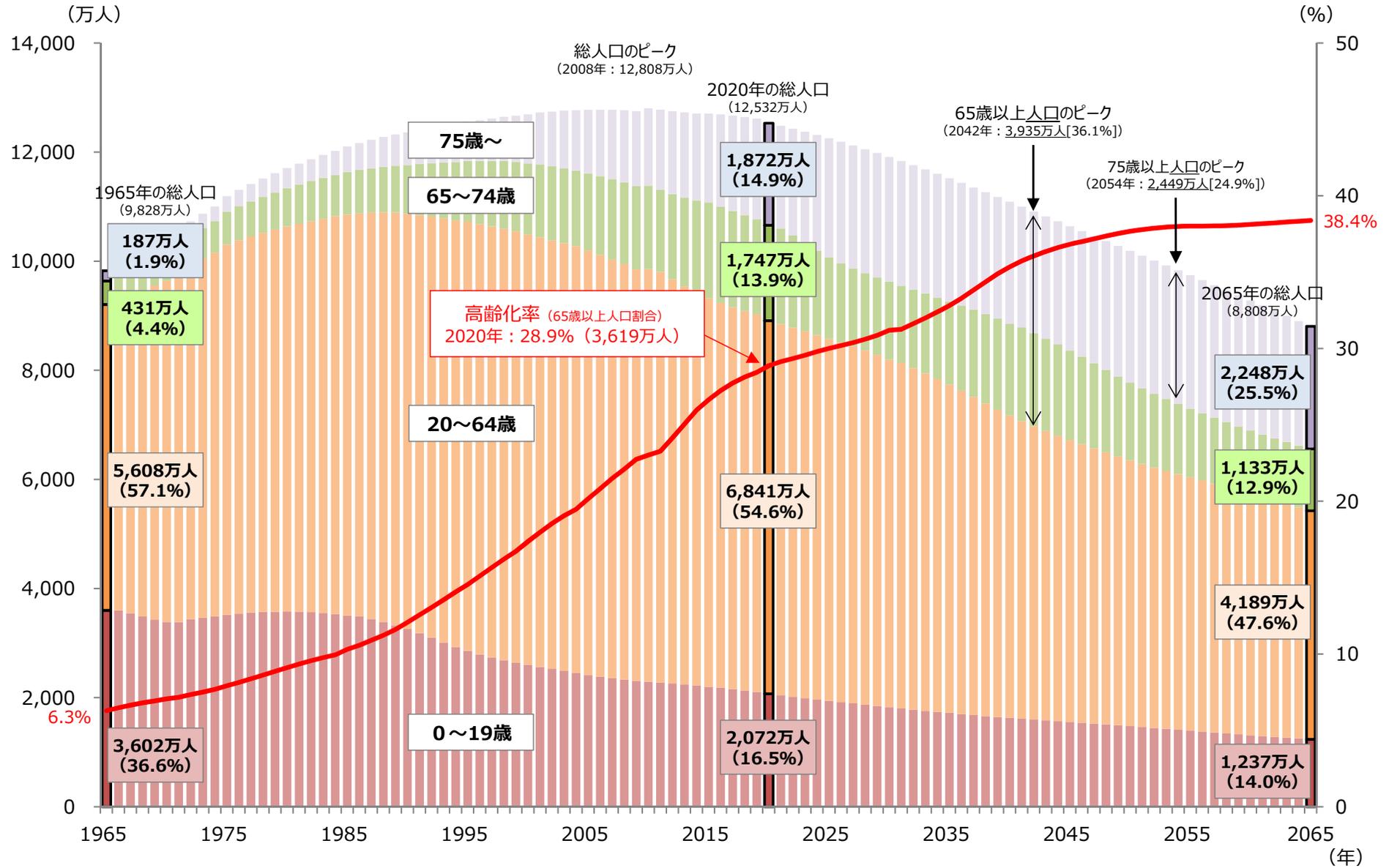
相続財産種類別の財産価額の推移

- 平成初期までは、地価高騰を背景に、相続財産に占める土地の割合が高かったが、次第にウェイトが低下。
- これに対し、有価証券及び現金・預貯金等は、平成30年で8.4兆円と大きく増加してきており、相続財産に占める割合も48.3%に増加。



(資料) 「国税庁統計年報書」による。

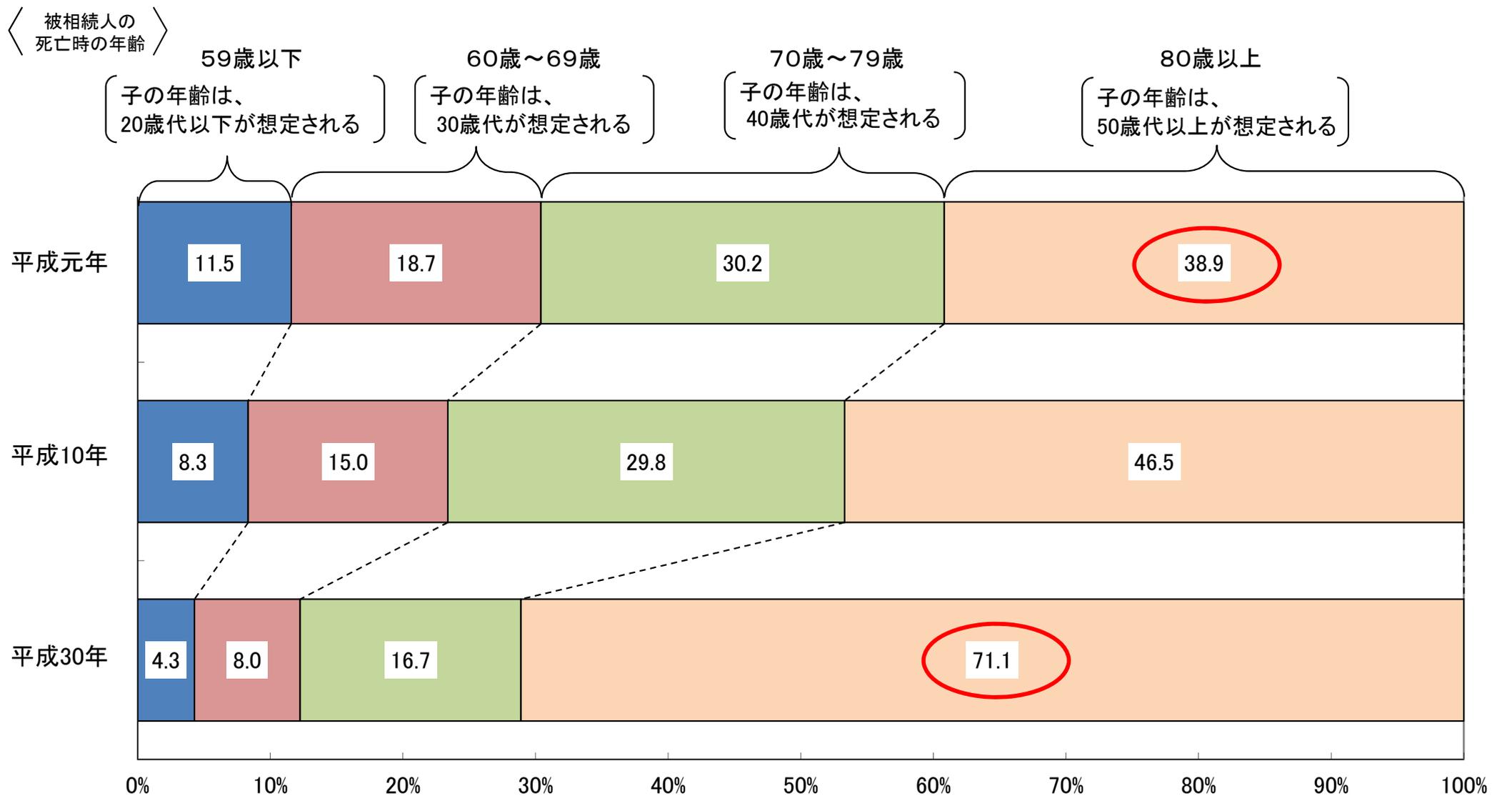
少子高齢化の進行



(出典) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）
 (注) カッコ書きの計数は構成比

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



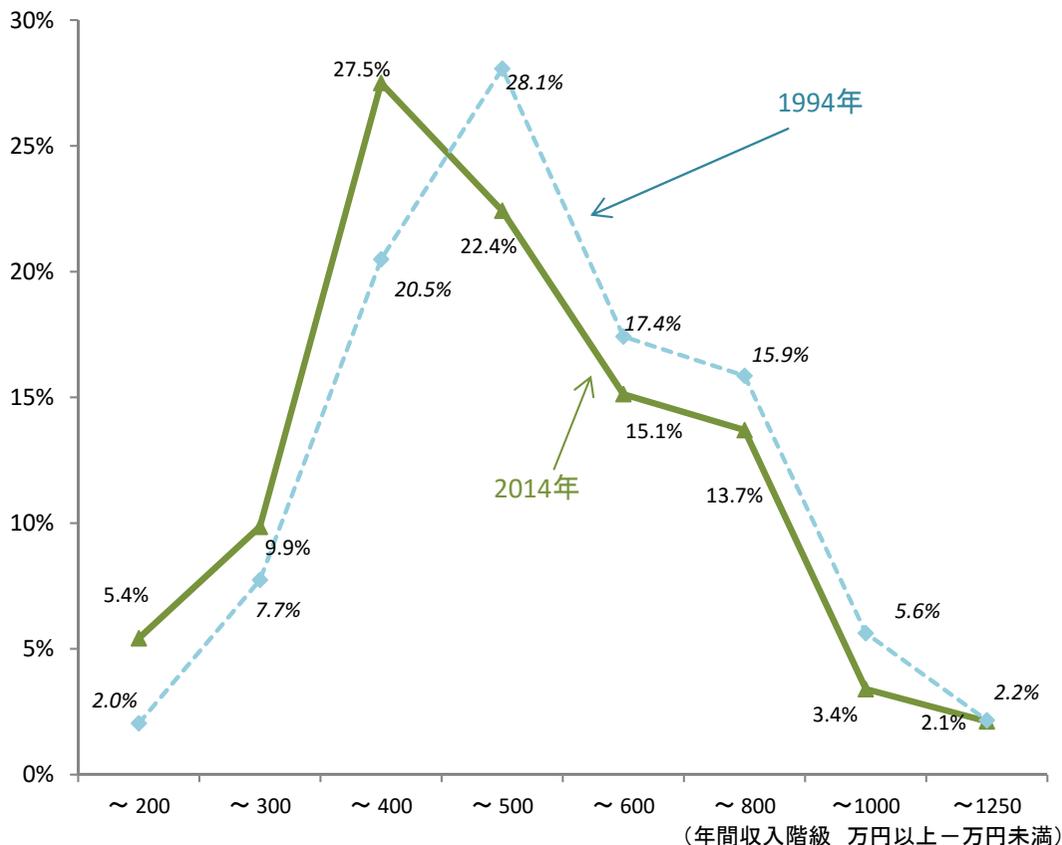
(注) 主税局調べ。

世代別の収入分布の変化(二人以上の世帯)(1994年→2014年)

○ 1994年から2014年までの間に、30歳未満の若年世代を中心に現役世代の世帯収入は低下。

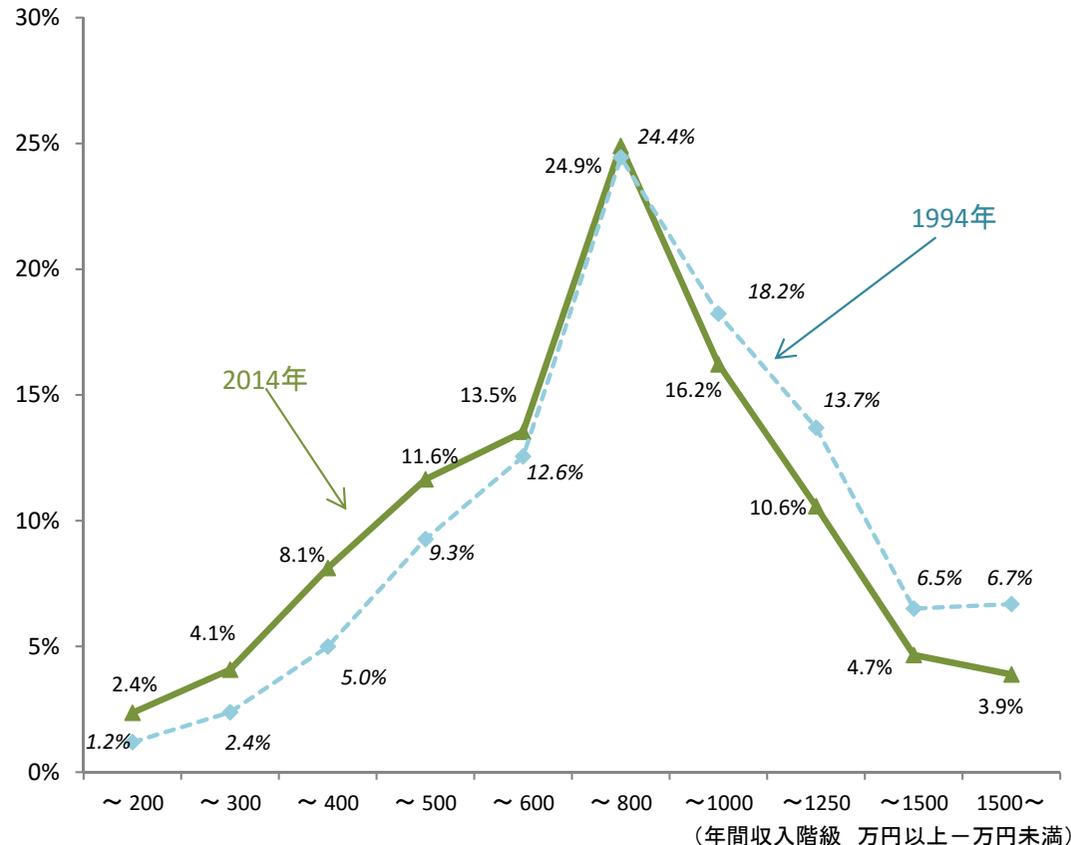
30歳未満

(世帯数分布)



30~59歳

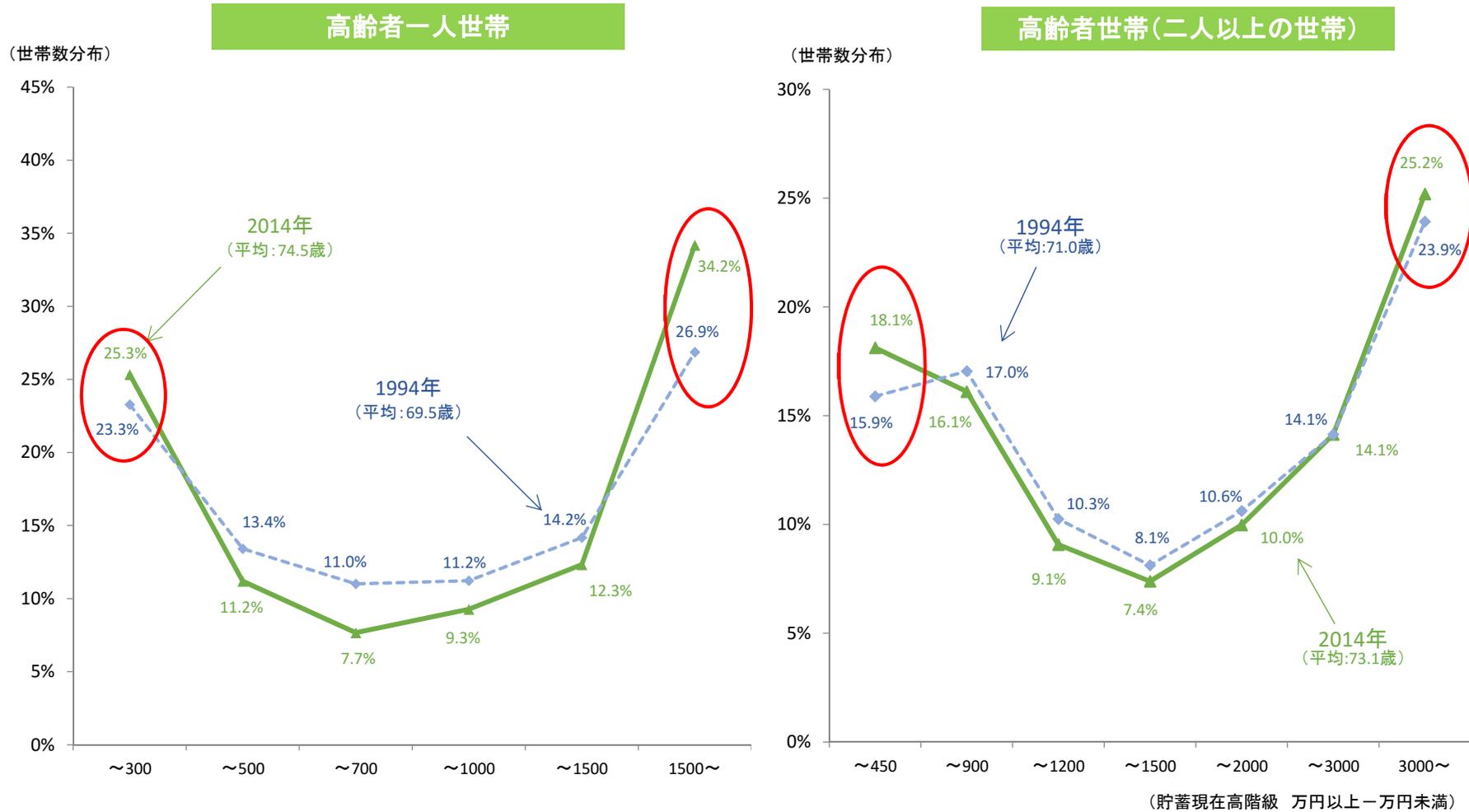
(世帯数分布)



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上世帯)

貯蓄現在高階級別 世帯数分布(高齢者世帯)(1994年→2014年)

○ 1994年から2014年までの間に、高齢者世帯における貯蓄現在高の高い世帯と低い世帯の割合が上昇しており、二極化が進んでいる。

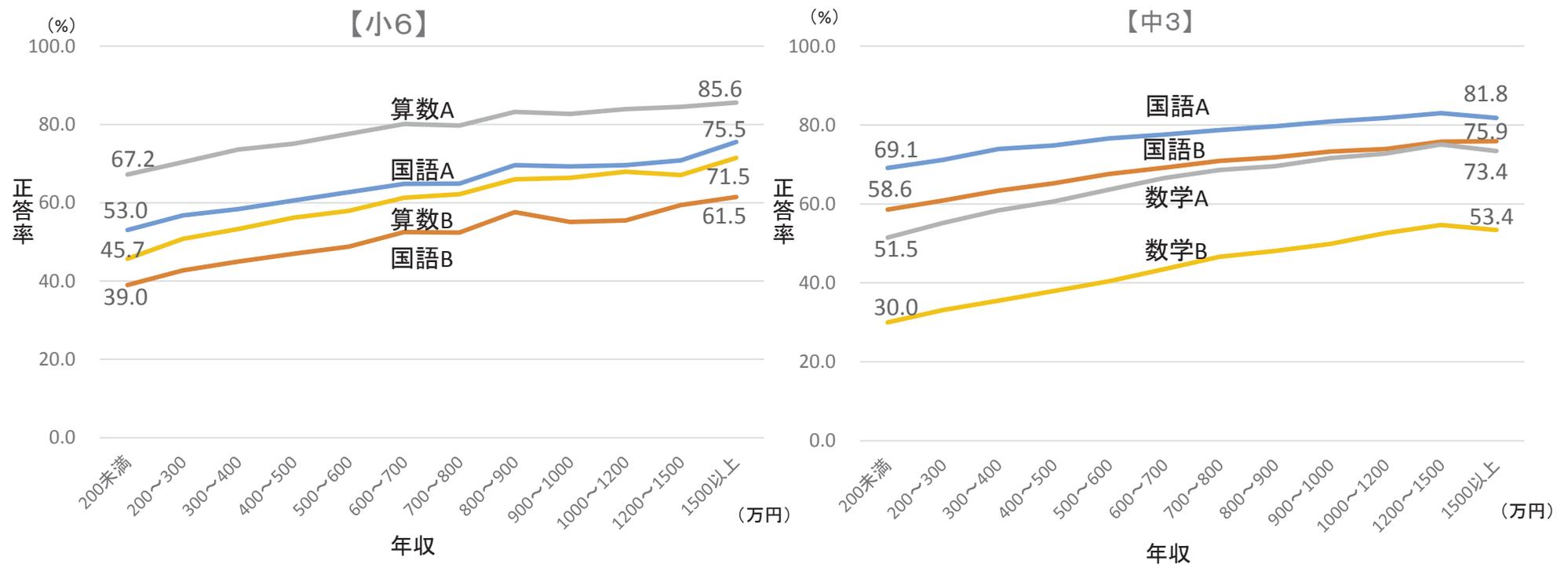


(出所)総務省「全国消費実態調査」
 (注1)高齢者は、1994年については60歳以上、2014年については65歳以上。
 (注2)高齢者世帯(二人以上の世帯)は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

家庭の経済事情による学力への影響

- 家庭の所得と全国学力調査の正答率を見ると、所得が高い家庭の子供の正答率がより高いという傾向。
- 所得が最も低いグループ(年収200万円未満世帯)と最も高いグループ(年収1500万円以上世帯)では、正答率に20ポイント以上の開き(中3・数学B)がある。

《「世帯収入(税込年収)」と学力の関係》



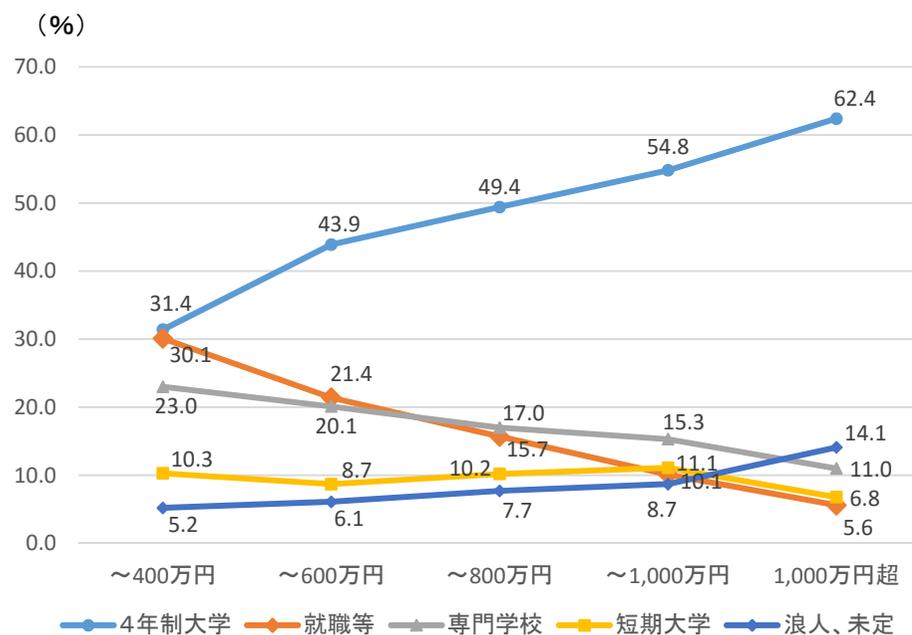
A問題: 主として「知識」を問う問題。
B問題: 主として「活用」を問う問題。

平成25年度文部科学省委託調査研究『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)』の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(お茶の水女子大学)より作成

親の所得と子の大学進学率

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路(家計年収別)

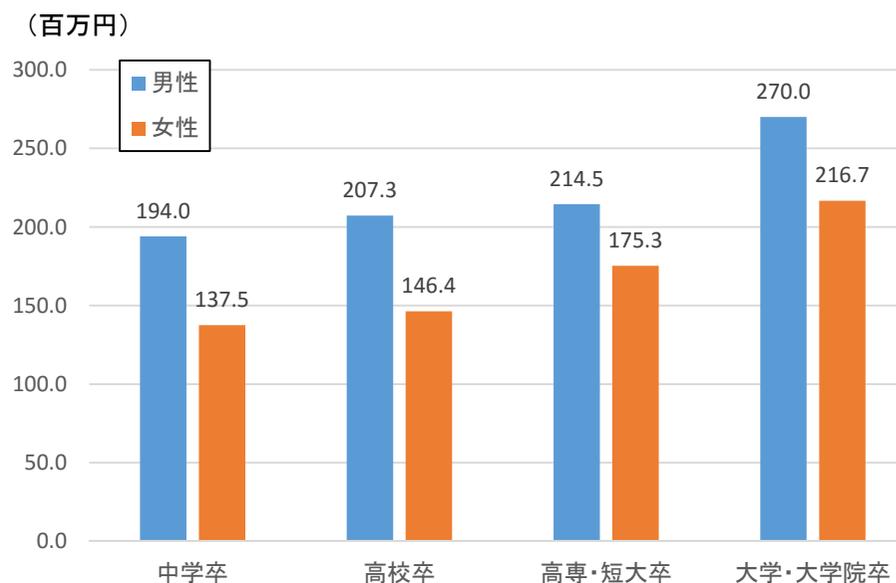


(注1)「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。

(注2)無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典)東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)より。

学歴別生涯賃金



(注)学校を卒業しただちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合(同一企業継続就業とは限らない)。退職金を含めない。

(出典)「ユースフル労働統計2017ー労働統計加工指標集ー(独立行政法人労働政策研究・研修機構)より。

2. 相続税・贈与税の現状と課題

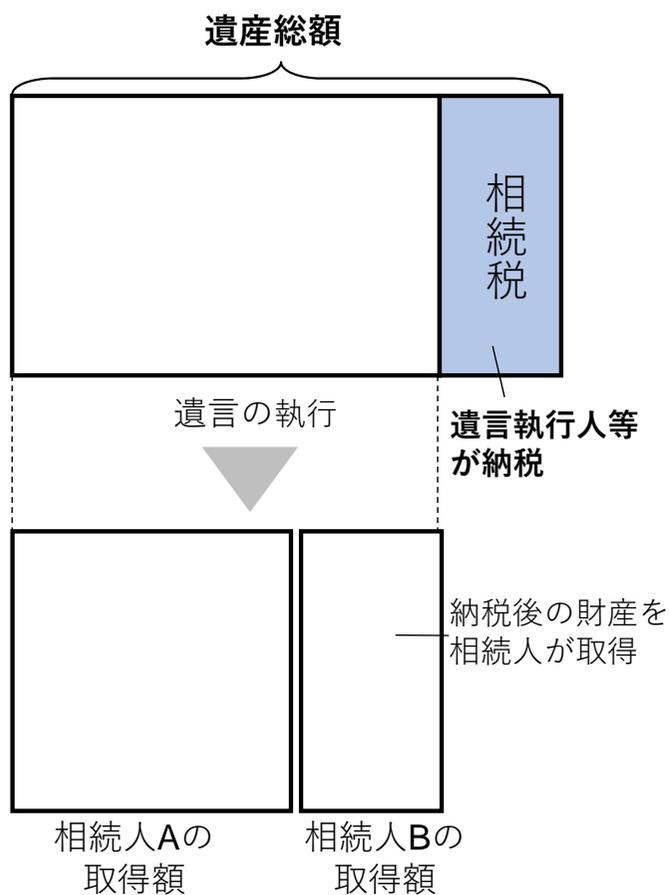
② 制度的論点

相続税の課税方式の種類

遺産課税方式

(米)

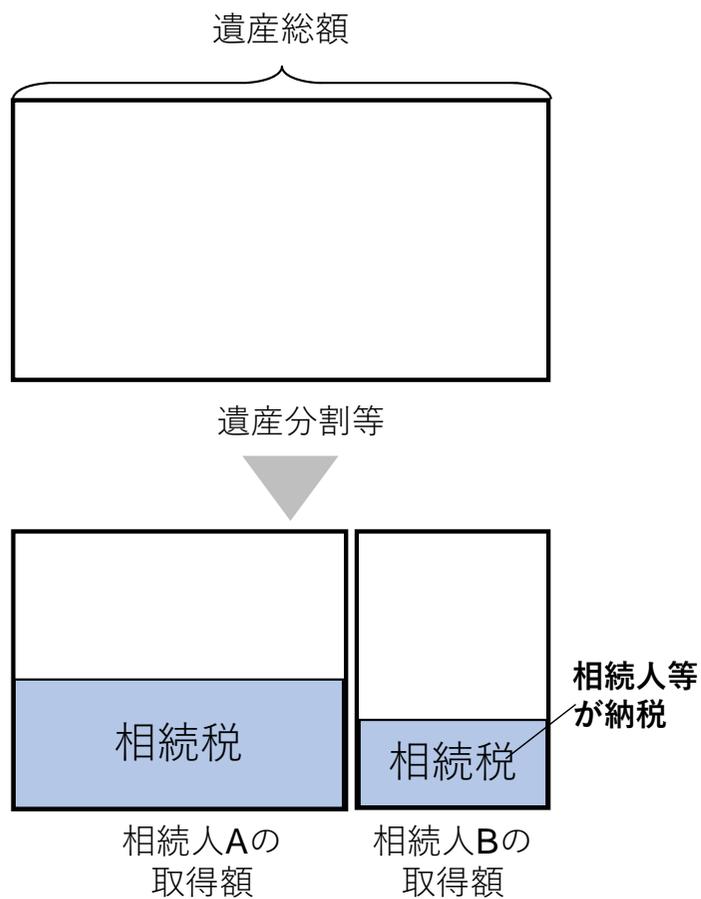
- **遺産総額**に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 遺言執行人等が納税義務者となる



遺産取得課税方式

(独・仏)

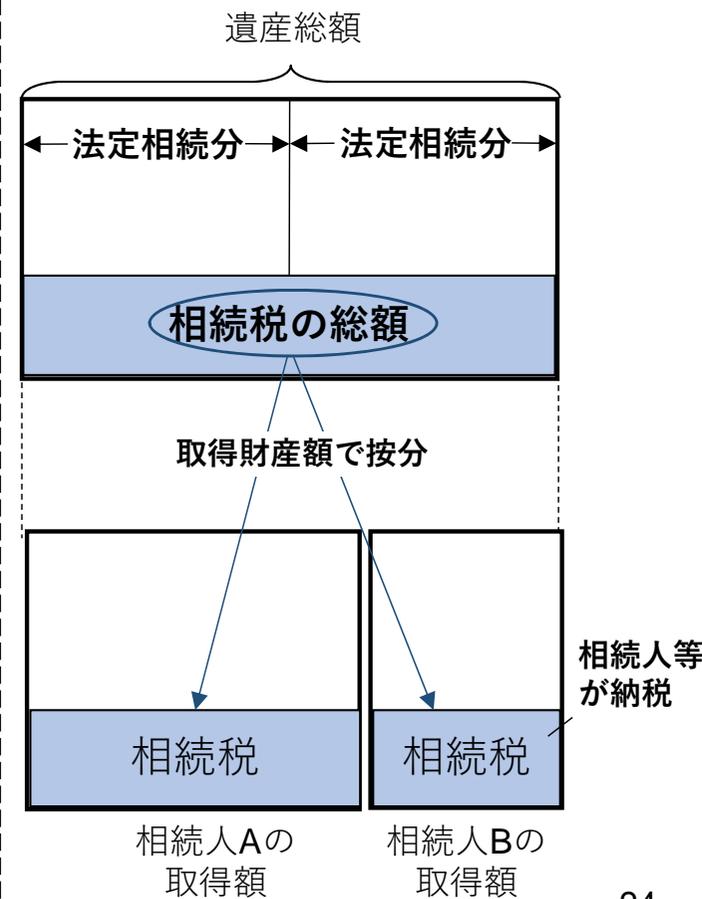
- **各人の遺産の取得額**に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 相続人等が納税義務者となる



法定相続分課税方式

(日本)

- 相続税の総額を**法定相続人の数と法定相続分**によって算出し、各人の**取得財産額の割合**で按分
- 相続人等が納税義務者となる

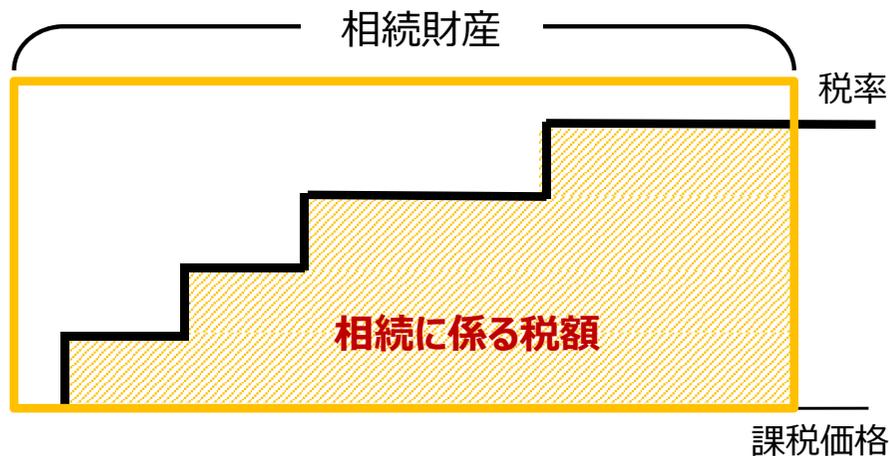


資産移転の時期の選択に中立的な税制（イメージ）

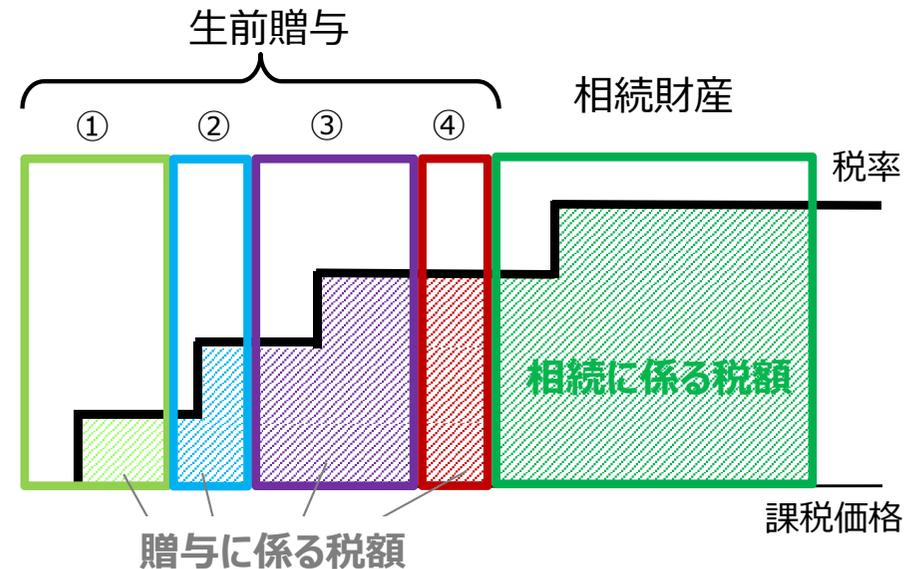
- 資産の移転の時期(回数・金額含む)にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者(取得者)は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国(米・独・仏)では、贈与税・遺産税(相続税)の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ

全ての財産が相続により移転する場合

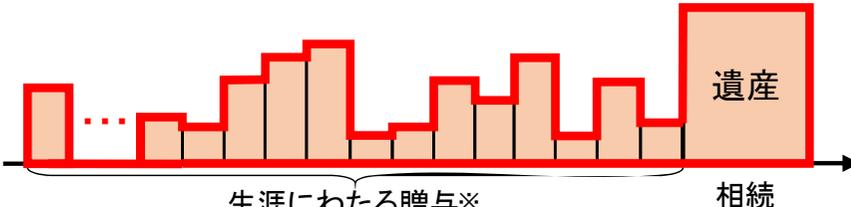
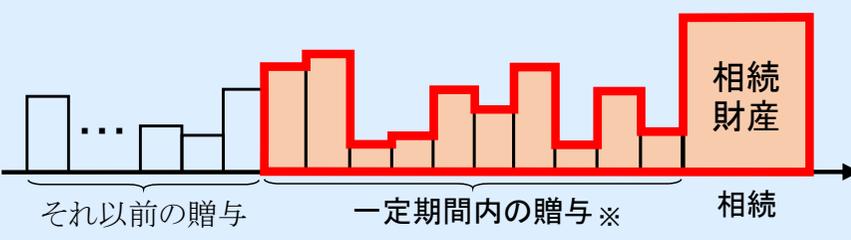
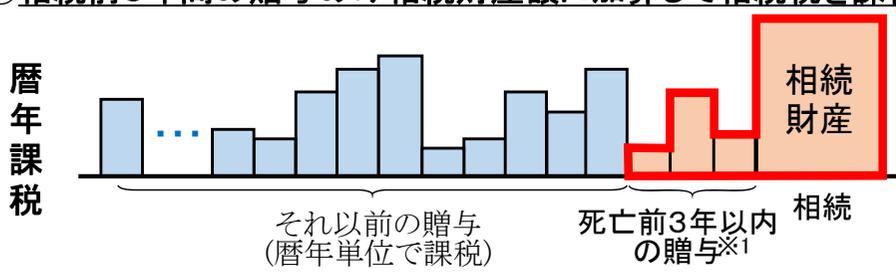
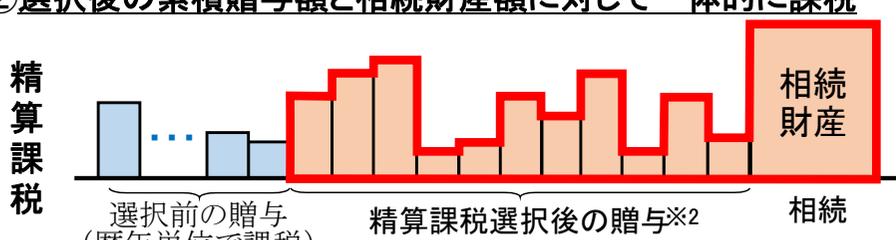


複数回の贈与と相続により移転する場合



移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

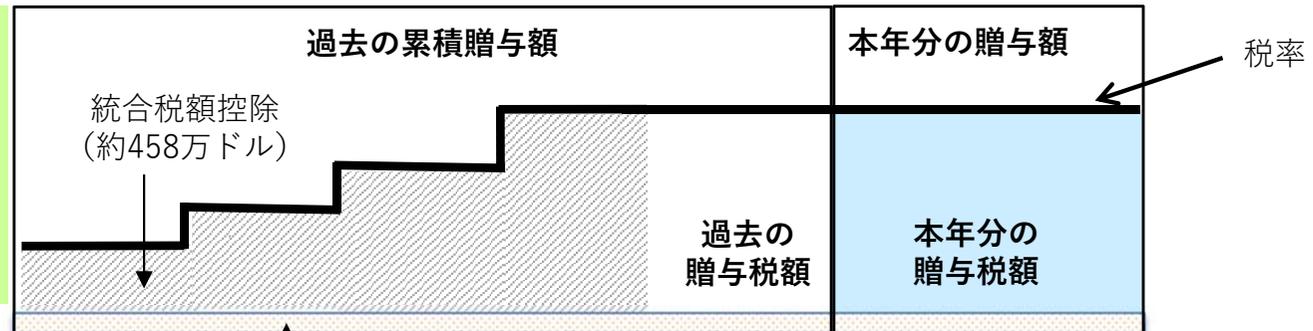
<p>米 (遺産税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 遺産に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p> <p>暦年課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を課税</p> <p>※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p> <hr/> <p>①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>精算課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を一体的に課税</p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的でない</p> <p>【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>

米国の贈与税・遺産税【遺産課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・遺産税で共通。税額控除(基礎控除に相当する部分)も、贈与税・遺産税で生涯累積。
⇒生涯にわたる税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

贈与時

- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除

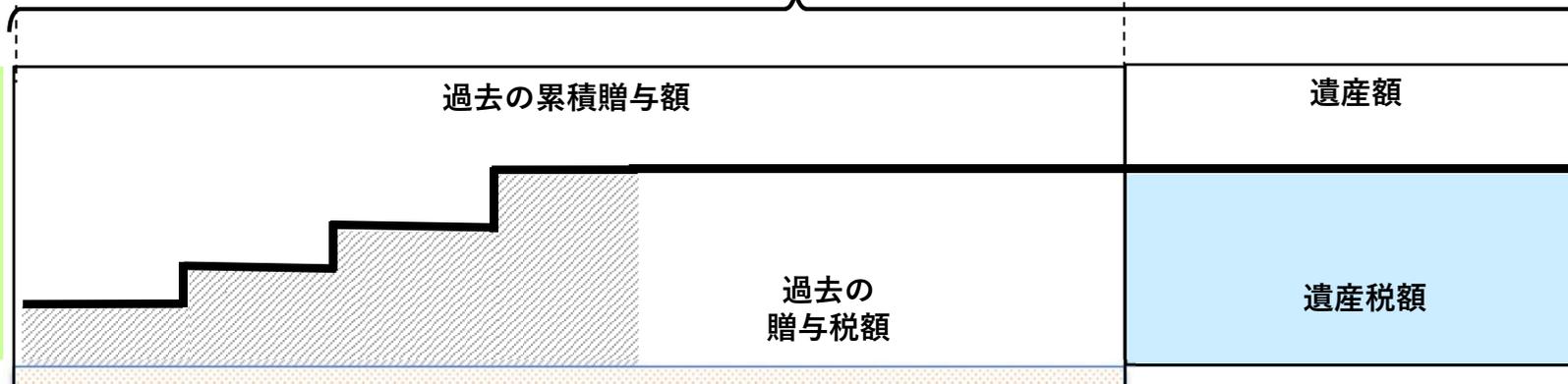


年間基礎控除
(受贈者1人あたり1.5万ドル)

生涯にわたる財産の移転額

相続時

- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「遺産額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除

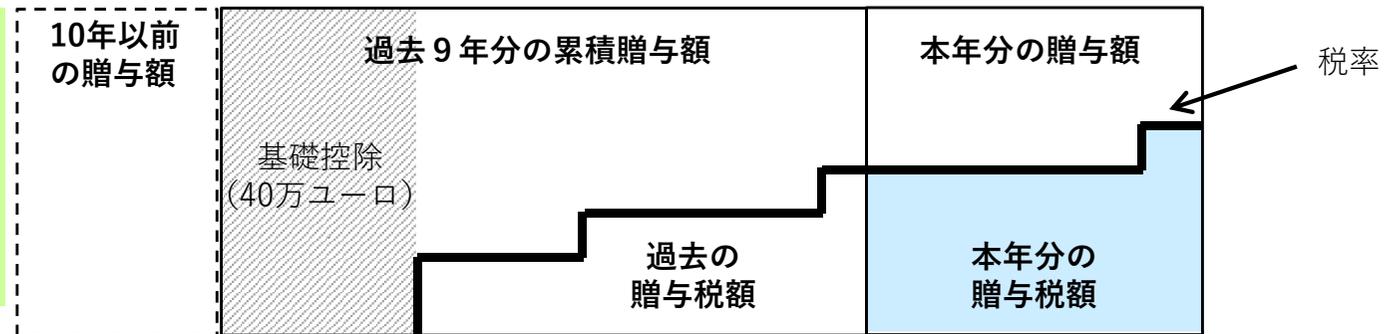


ドイツの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・相続税で共通。基礎控除も、贈与税・相続税で10年間累積。
⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

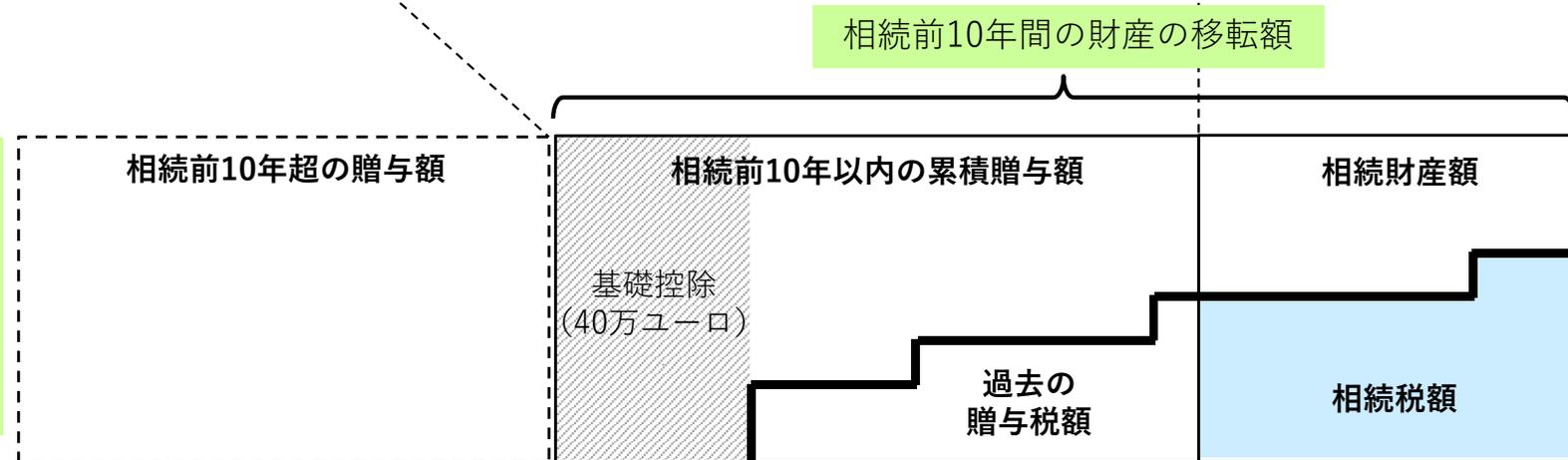
贈与時

- 「過去9年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- 過去9年間の贈与税額を控除



相続時

- 「相続前10年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- 相続前10年以内の贈与税額を控除



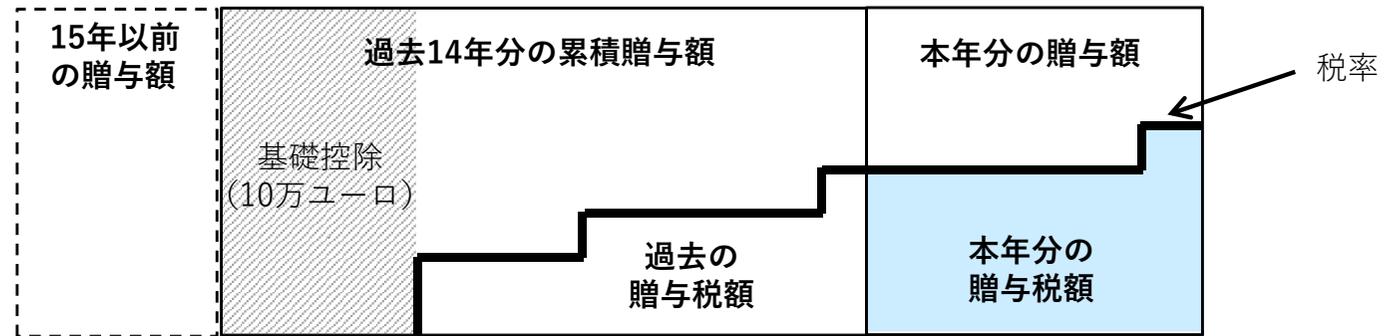
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

フランスの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去15年間の財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・相続税で共通。基礎控除も、贈与税・相続税で15年間累積。
⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

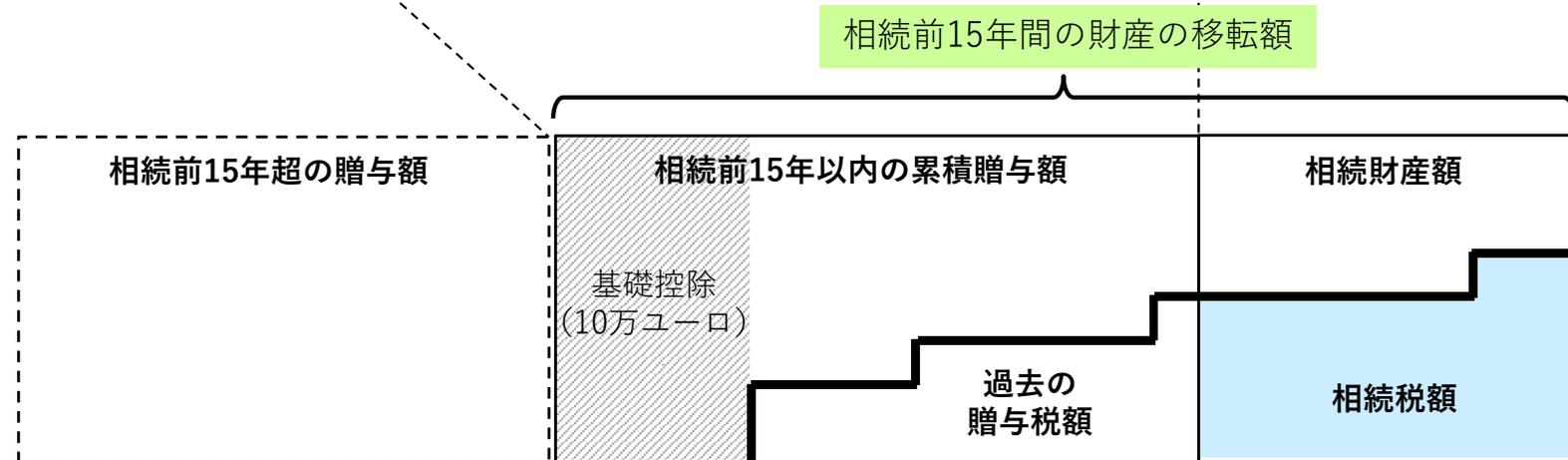
贈与時

- 「過去14年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- 過去14年間の贈与税額を控除



相続時

- 「相続前15年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- 相続前15年以内の贈与税額を控除



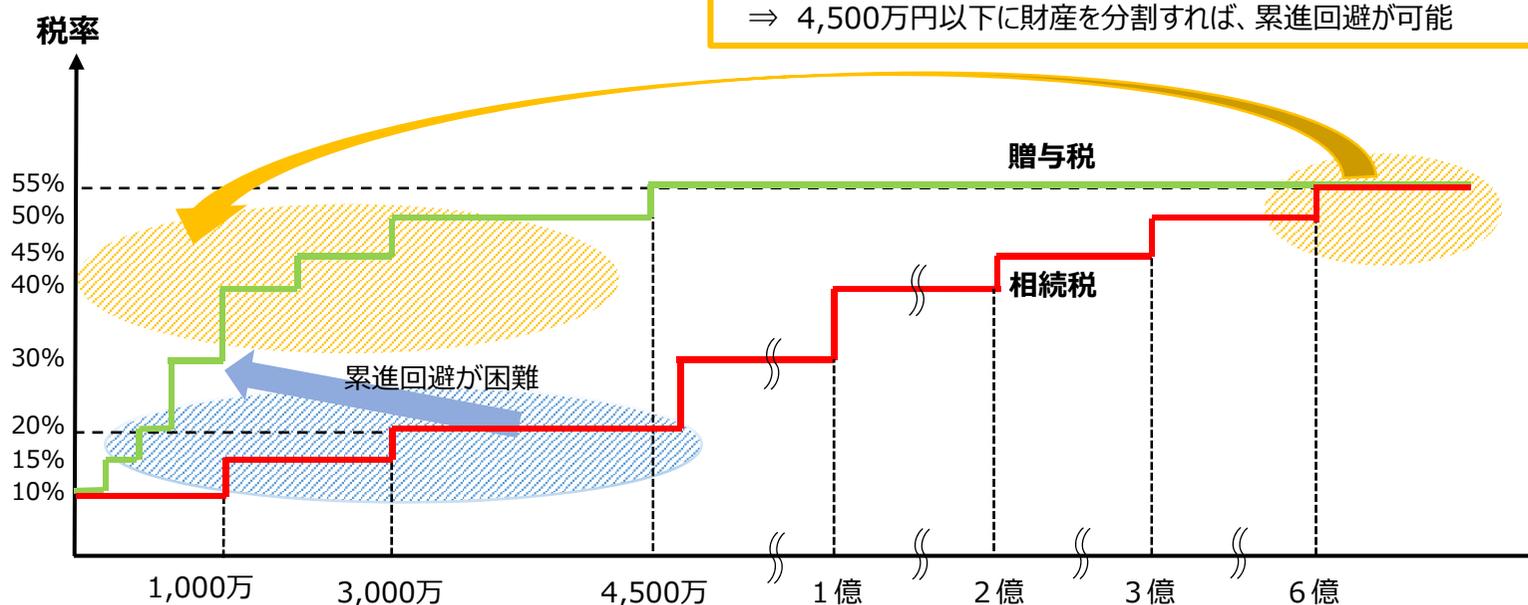
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

我が国の相続税と贈与税の関係

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い（ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用）。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

(参考) 相続税と贈与税の税率構造 (イメージ)

例：相続財産（法定相続分）が6億円超（限界税率55%）の場合
⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能



例：相続財産（法定相続分）が4,000万円（限界税率20%）の場合

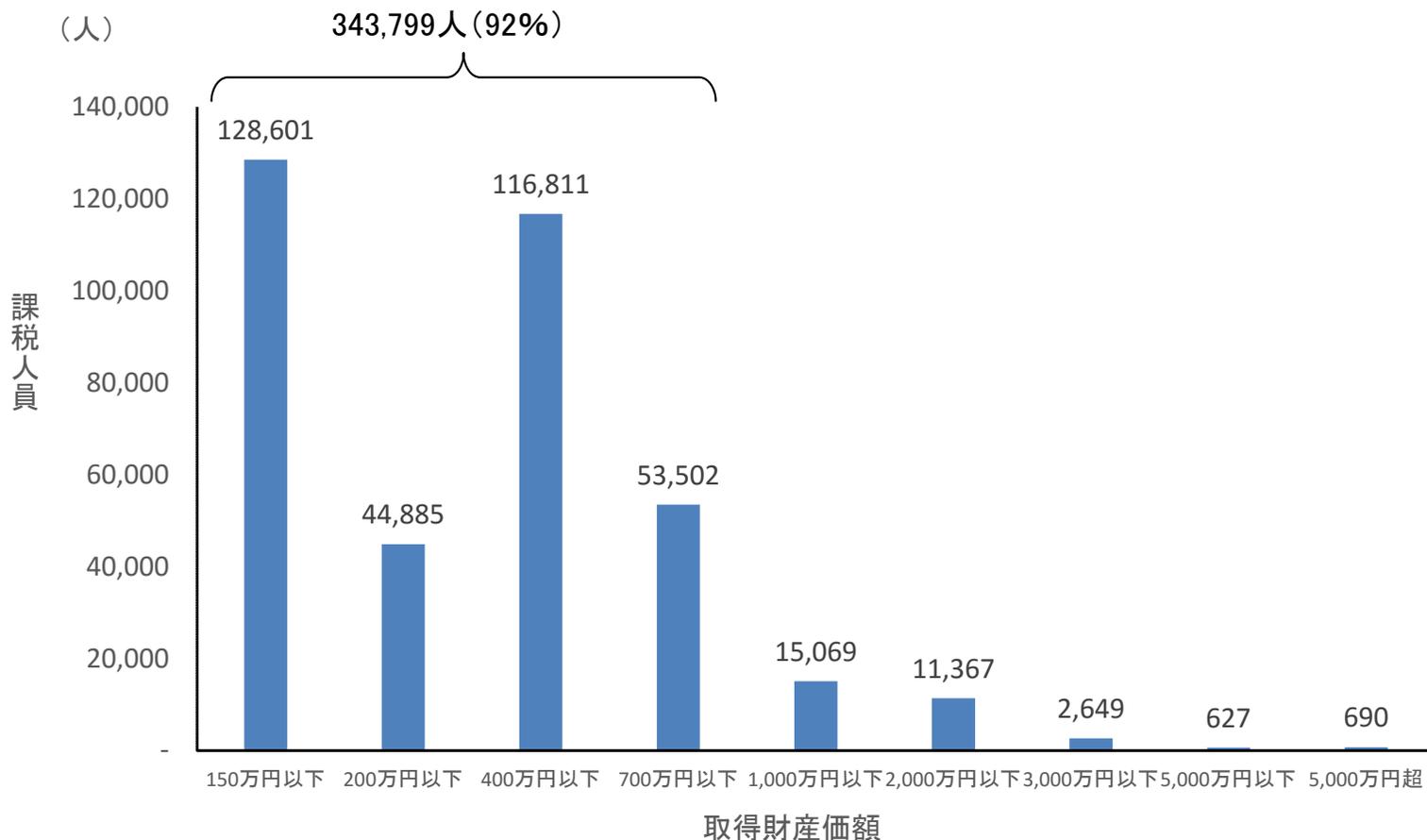
- ・ 財産を1,000万円に分割しても、贈与税の限界税率30%（累進回避は困難）
- ・ 財産を400万円に分割した場合、贈与税率15%（累進回避が可能）

贈与税：課税価格（取得財産価額－基礎控除額）
相続税：各法定相続人の法定相続分相当額
（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）

暦年課税の取得財産価額階級別の課税人員

○ 暦年課税の贈与(37.4万人)は、取得財産価額が700万円以下のもの(限界税率:10%~20%)が約9割となっている。

暦年課税の課税人員 (平成30年分)



● 贈与税の税率表

税率	課税価格(取得財産価額-基礎控除額)	
	直系卑属	一般
10%	~200万円	~200万円
15%	~400万円	~300万円
20%	~600万円	~400万円
30%	~1,000万円	~600万円
40%	~1,500万円	~1,000万円
45%	~3,000万円	~1,500万円
50%	~4,500万円	~3,000万円
55%	4,500万円~	3,000万円~

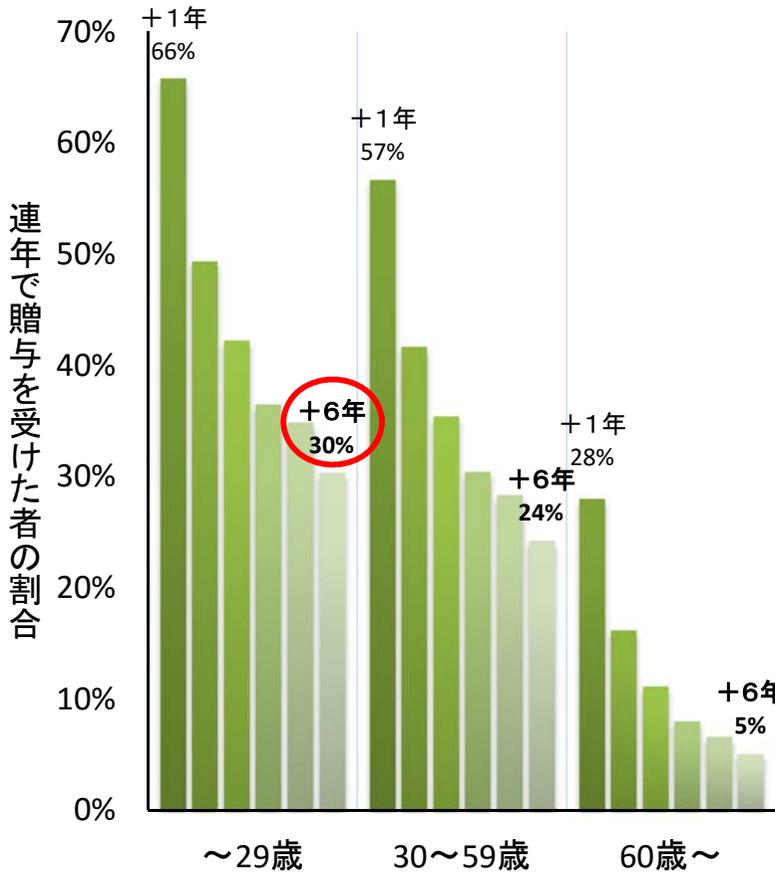
(出所)「国税庁統計年報書」より作成

(注)「課税人員」は、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)の計数である。

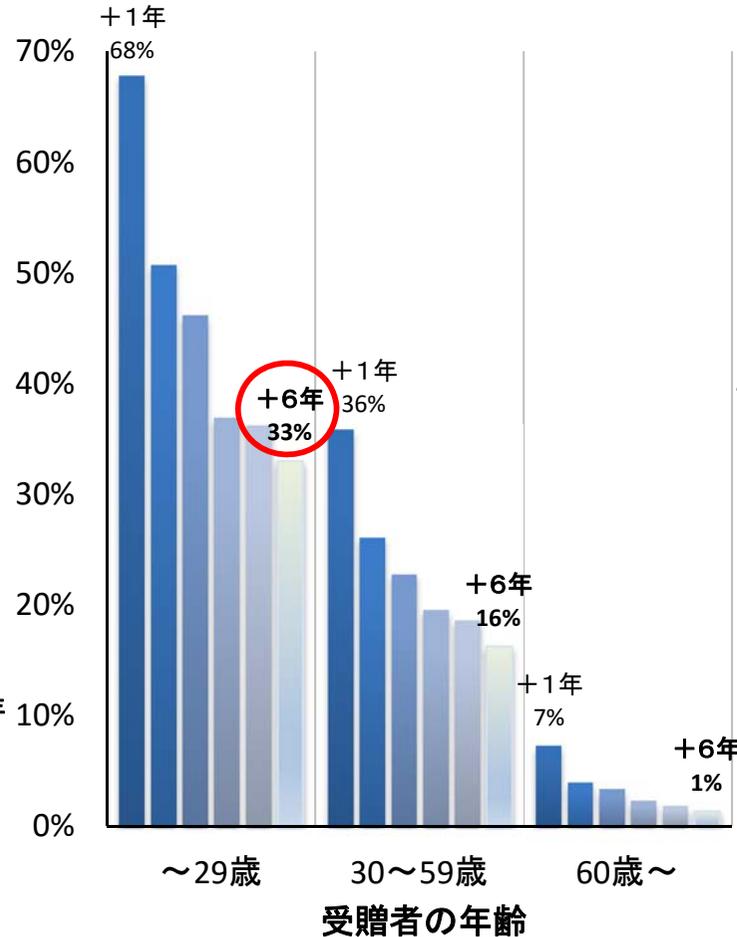
連年贈与の状況

- 平成24年分に贈与税の申告書を提出した者※の翌年以降の申告状況について分析したところ、複数年にわたって連続して贈与(連年贈与)を行っているケースが多く見受けられた。
 - 特に、受贈者の年齢層が低いほど連年贈与の割合が高くなっていた。
- ※贈与額が400万円以上の者に限る。

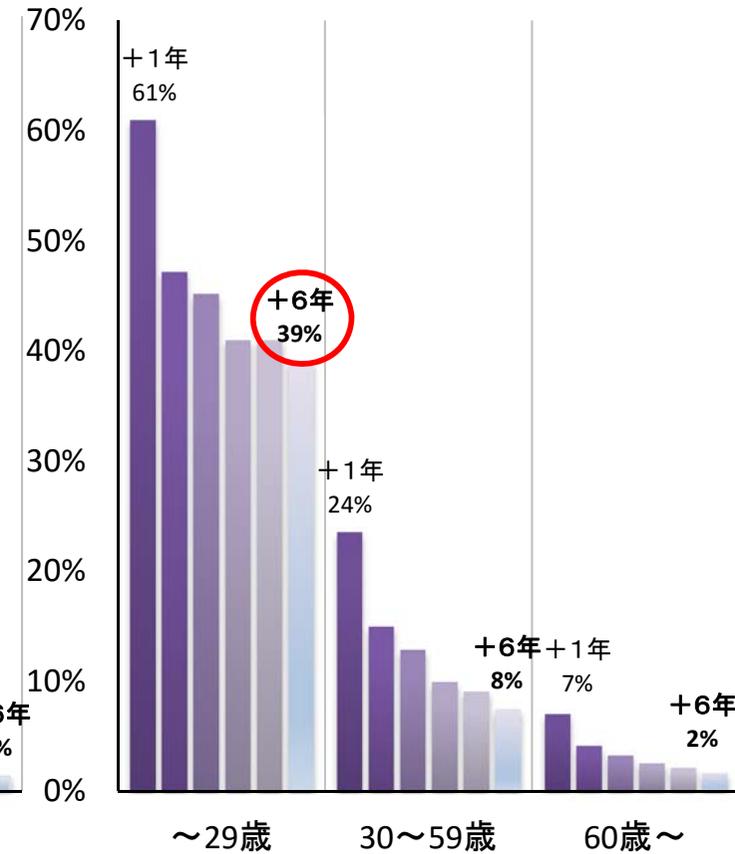
贈与額：400万円～1,000万円



贈与額：1,000万円～2,000万円



贈与額：2,000万円～

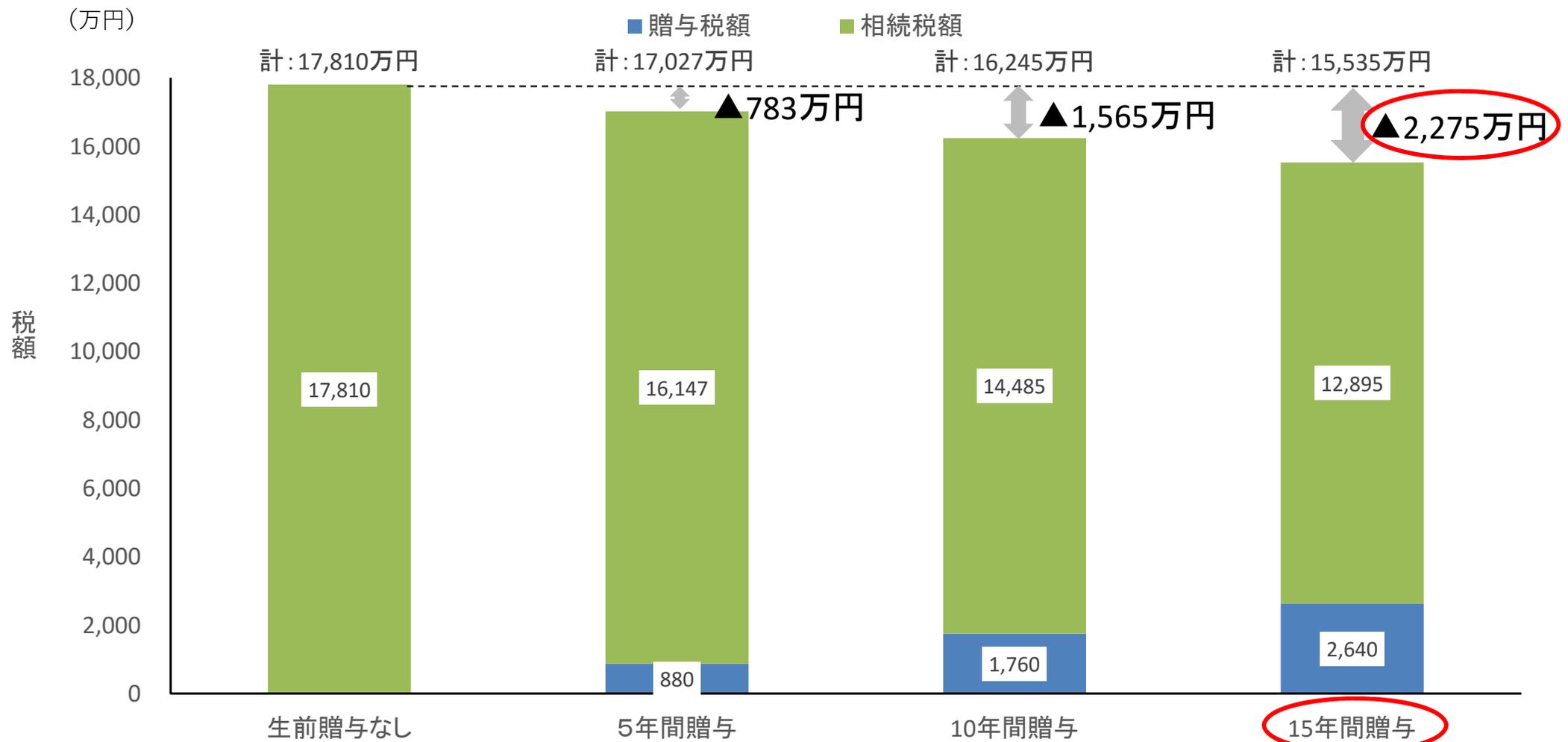


連年贈与による税負担軽減の計算例

暦年課税の場合、贈与する期間が長いほど、相続のみで移転する場合と比べ、税負担が減少。

○以下の前提で、各パターンごとに贈与税額と相続税額の合計額を計算。

- ・被相続人（贈与者）の総財産は10億円。相続人は、配偶者・子2名の計3名。
- ・配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
- ・子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
- ・贈与額は、子2名にそれぞれ毎年700万円。



相続時精算課税制度について

○ 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入

○ 暦年課税との選択制

【具体的な仕組み】

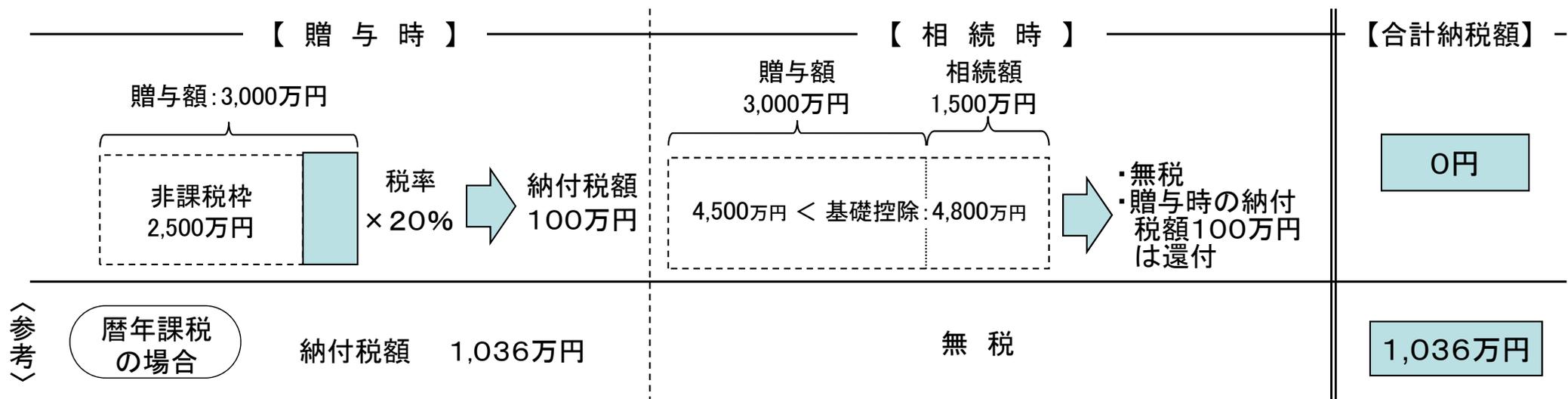
① 贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税

② 相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）



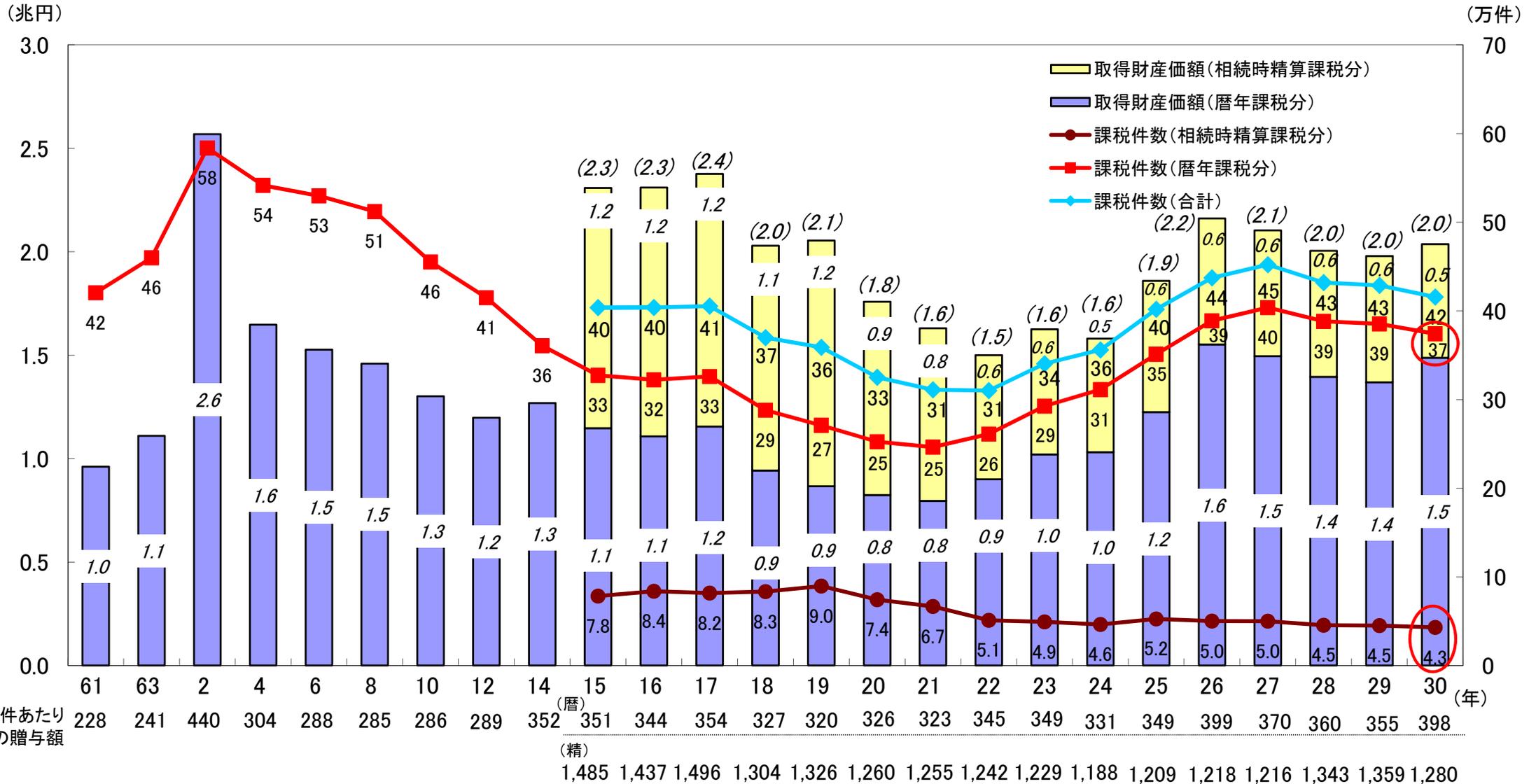
(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制)
※令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

贈与者: 60歳以上の者 受贈者: 20歳※以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入後、全体の課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による課税件数・贈与額は、暦年課税による課税件数・贈与額が増加傾向にある中でも、減少傾向。



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21~30年分には、「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

②資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

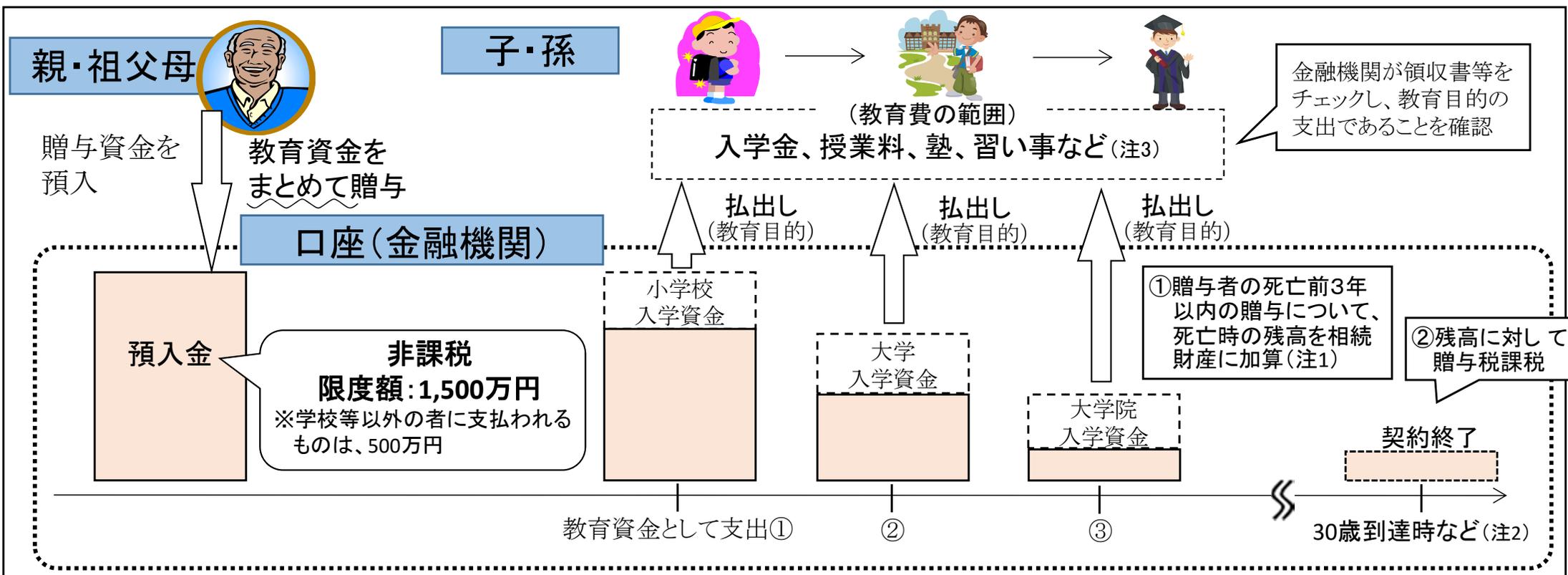
2. 相続税・贈与税の現状と課題

③ 贈与税の非課税制度

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (H25・4・1～R3・3・31の措置)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(信託銀行、銀行等及び証券会社)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳～30歳、所得要件:合計所得金額1,000万円以下)
- 贈与者の死亡前3年以内の贈与について、死亡時の残高を相続財産に加算する。(注1)
- 契約終了時(注2)の残高に対して、贈与税を課税。



(注1) 受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

(注2) (1)30歳に達した日(上記(注1)②③に該当する場合を除く)、(2)30歳に達した日後、上記(注1)②③に該当する日がなくなった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

(注3) 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。

(参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数:23万11件、信託財産設定額:約1兆6,702億円

教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ230,011件、1.67兆円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で9,413件、0.08兆円（R2.3時点）。

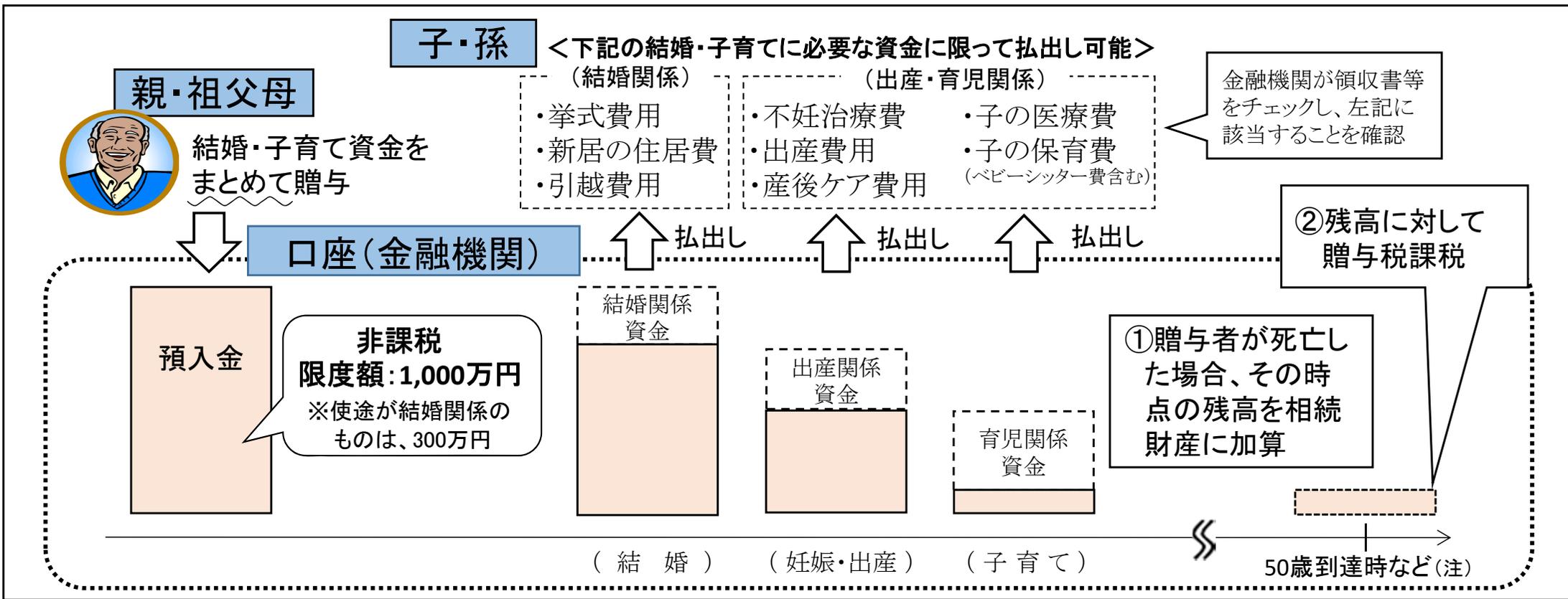


(注)信託協会公表の実績による。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（H27・4・1～R3・3・31の措置）

制度の概要

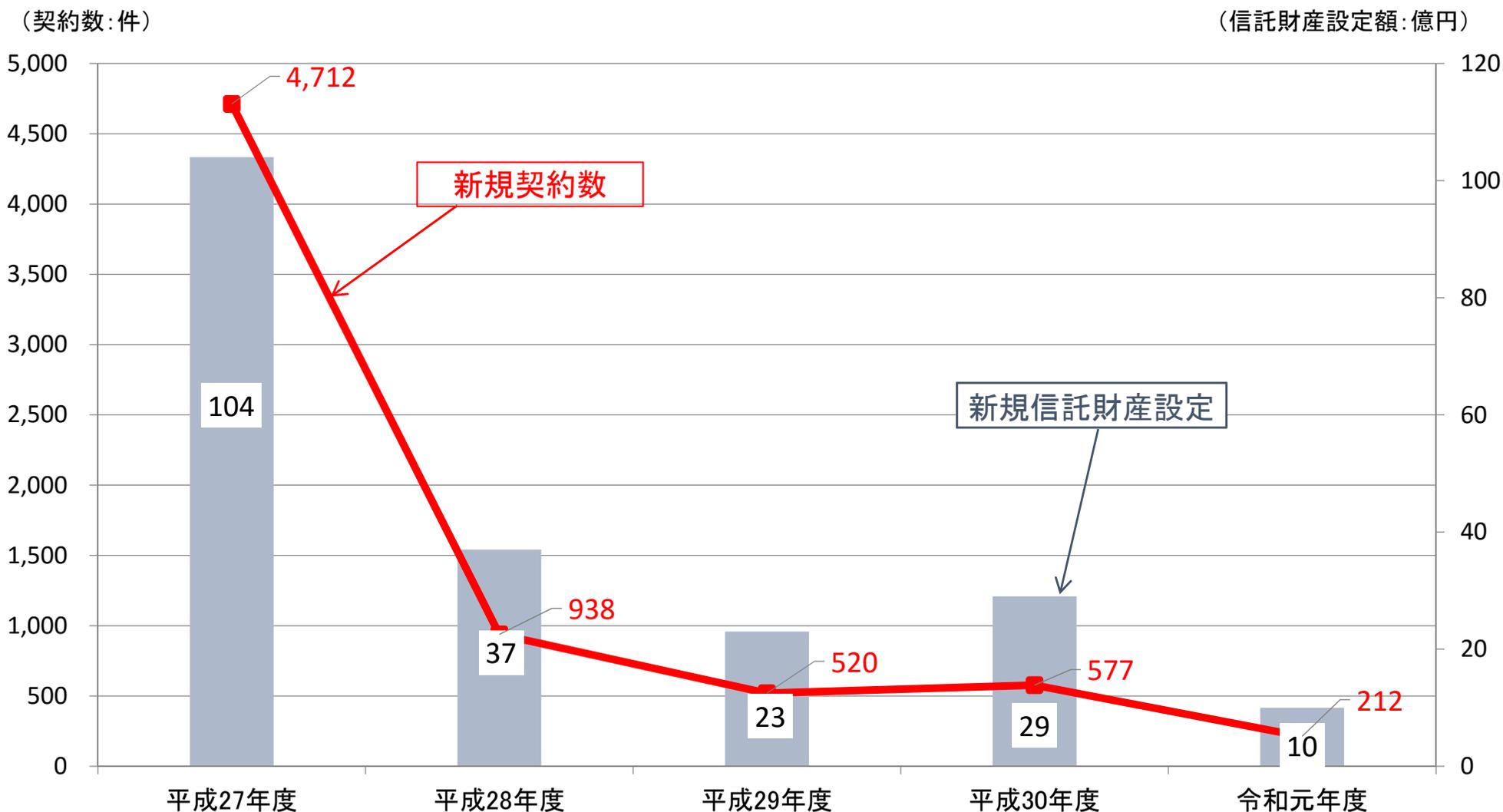
- 親・祖父母（贈与者）は、金融機関（信託銀行、銀行等及び証券会社）に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者：子・孫（20歳～50歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下）
- 贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 契約終了時（注）の残高に対して、贈与税を課税。



（注）(1)50歳に達した日、(2)信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
（参考）令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：6,959件、信託財産設定額：約203億円

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ6,959件、203億円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で212件、10億円(R2.3時点)。

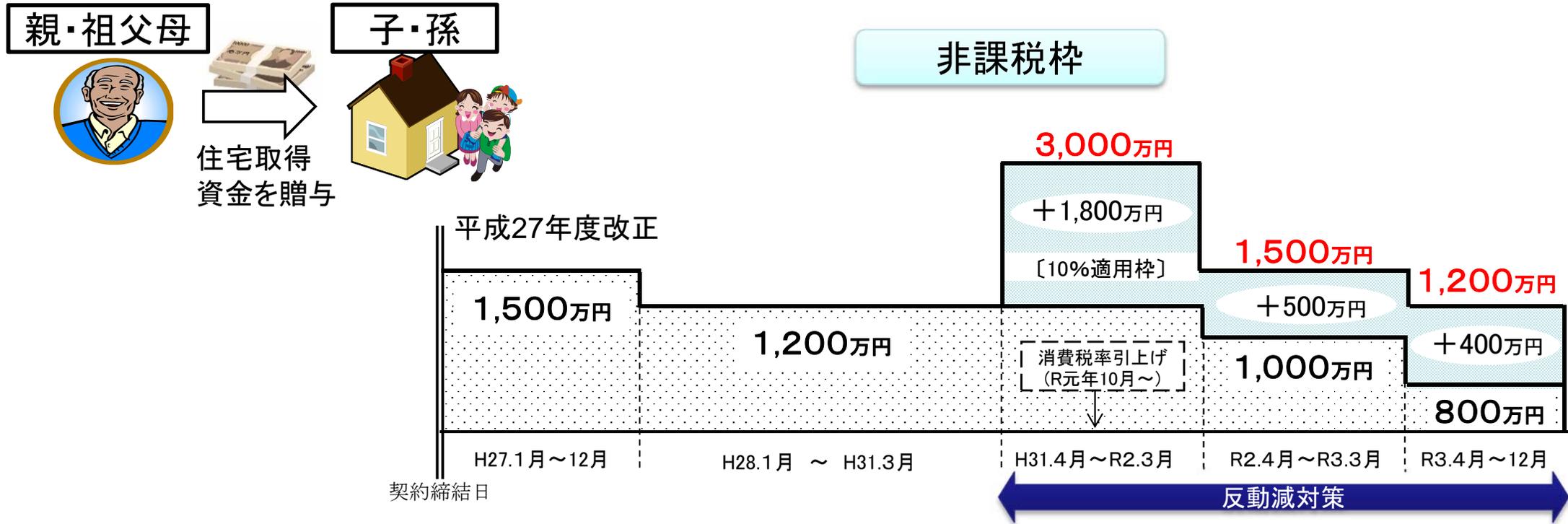


(注) 信託協会公表の実績による。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

- 親・祖父母等(贈与者)が住宅取得等の資金を贈与する場合、子・孫等ごとに契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)
- 平成27年1月1日から令和3年12月31日までの措置(前身の同様の制度は平成21年に創設)。



- (注) 1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。
 2 平成31年3月末までに請負契約を締結すれば、引渡し令和元年10月を過ぎても、消費税率は旧税率(8%)を適用。
 3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、令和3年12月末まで、耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円。
 ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の平成31年4月から令和2年3月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。
 4 床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

②資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

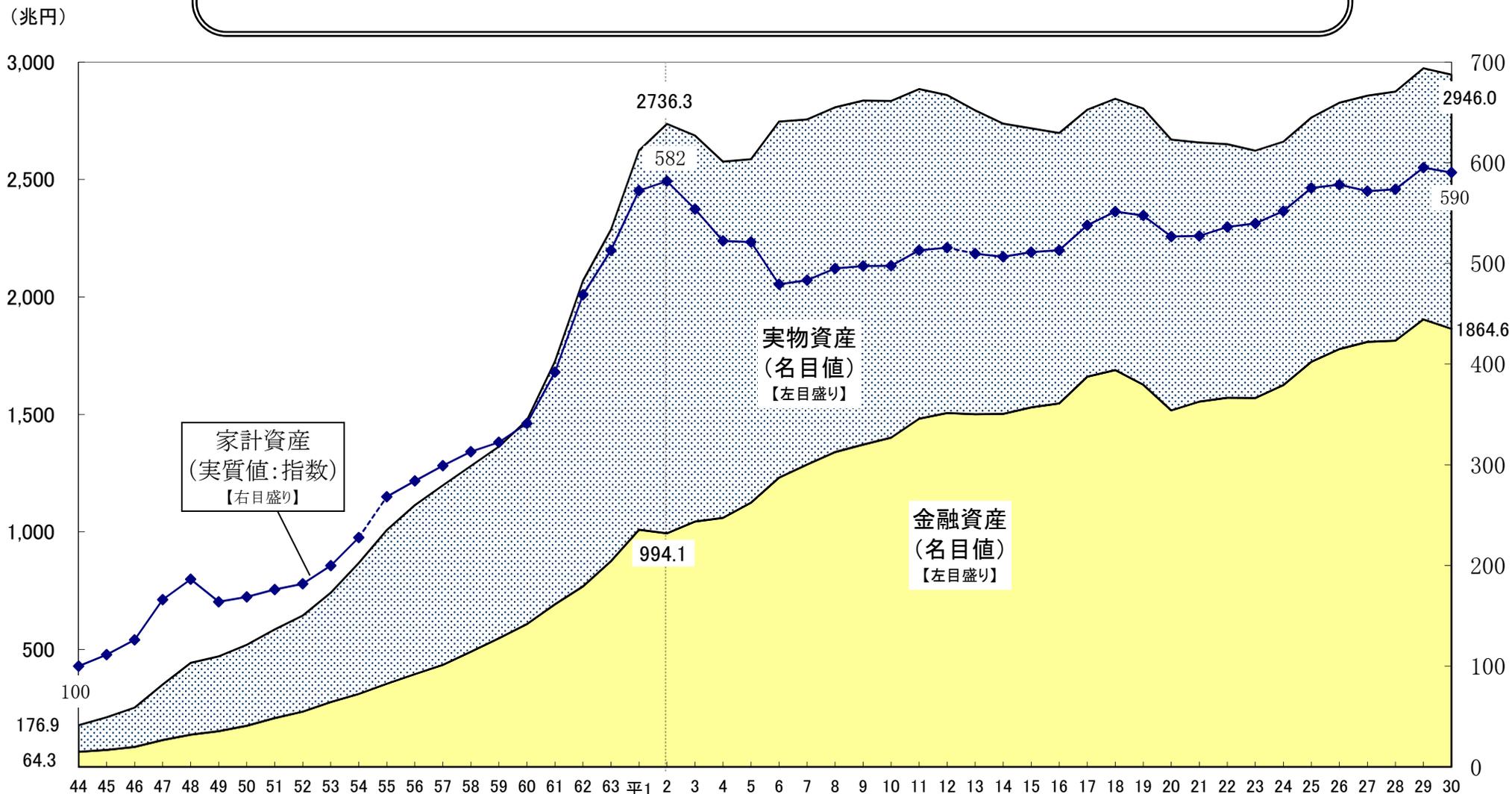
我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

参 考 资 料

家計資産残高の推移

家計資産残高は、バブル期以後おおむね横ばいとなっているが、金融資産残高については増加傾向にあり、近年では実物資産残高を上回る額となっている。



(出典) 国民経済計算(内閣府)による。なお、昭和44年から昭和54年は68SNA(平成2年基準)により、昭和55年から平成5年は93SNA(平成12年基準)により、平成6年から平成30年は08SNA(平成23年基準)によっており、それぞれの計数は接続しない。

(注1) 「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

(注2) 家計資産(実績値: 指数)は、各年の家計資産(名目値)をデフレーターを用いて実質値化し、昭和44年を100として指数化したもの。

主要国における相続税の概要

(2020年1月現在)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 方 式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最 低 税 率	10%	18%	40% ^(注4)	7% ^(注6) 続柄の親疎によ り、税率は3種類	5% ^(注6) 続柄の親疎によ り、税率は4種類
最 高 税 率	55%	40%		30% ^(注6) (最高税率 50%)	45% ^(注6) (最高税率 60%)
税率の刻み数	8	12	1 ^(注4)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	^(注2、3) 基礎控除: 1,158万ドル (12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者: 免税	^(注4、5) 基礎控除: 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者: 免税	配偶者 ^(注7、8、10) : : 75.6万ユーロ (9,148万円) 子 ^(注8、9、10) : 40万ユーロ (4,840万円)	配偶者(免税) ^(注8、10) 直系血族: 10万ユーロ (1,210万円)
累積制度	相続前3年間に ^(注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 ^(注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(164万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。

(注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逦減する)。

(注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。

(注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,050万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,098万円)が認められる。

(注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。

(注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(4,840万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(125万円)~52,000ユーロ(629万円)の特別扶養控除が認められる。

(注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。

(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。

(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2020年1月現在)

		日本		アメリカ	イギリス ^(注6)	ドイツ	フランス	
		暦年課税	相続時精算課税					
納税義務者		受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者	
税率	最低税率	10%	20%	18%	—	7% ^(注8)	5% ^(注8)	
	最高税率	55% ^(注1)		40%		30% ^(注8)		続柄の親疎により、税率は3種類(最高税率50%)。
	税率の刻み数	8 ^(注1)	1	12		7		
累積制度		なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)	
相続財産への合算		過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分	
基礎控除等		基礎控除(年間) ^(注2) :110万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500万円	(生涯累積:遺産税と共通) ^(注4,5) 1,158万ドル(12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者:免税	(7年累積:相続税と共通) ^(注7) 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者:免税	(10年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:50万ユーロ (6,050万円) ・子:40万ユーロ (4,840万円) 等	(15年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:80,724ユーロ (977万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,290万円) 等	

(注1)直系尊属から20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(164万円))を控除した額について、贈与財産価額・遺産税額に合算する。

(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円))を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。

(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

相続税の課税状況等の国際比較

	日本 (2018年)	アメリカ (2018年)	イギリス (2016年度)	フランス (2014年)	(参考)ドイツ (2018年)
死亡者数(A)	136.2 万人	283.9 万人	61.0 万人	56.9 万人	94.9 万人
課税件数 ^(注1) (B)	11.6 万件	0.5 万件	2.8 万件	11.1 万件	(11.6) 万件
課税割合(B/A)	8.5 %	0.2 %	4.6 %	19.5 %	(12.2) %

遺産総額 ^(注2,3) (C)	16.3 兆円	873.1 億ドル (9.5 兆円)	401.3 億ポンド (5.7 兆円)	—	(254.1)億ユーロ (3.1 兆円)
納付総額 (D)	2.1 兆円	202.0 億ドル (2.2 兆円)	50.5 億ポンド (0.7 兆円)	88.7 億ユーロ (1.0 兆円)	56.9 億ユーロ (0.7 兆円)
負担割合 (D/C)	13.0 %	23.1 %	12.6 %	—	(22.4) %

(注1) 日本、アメリカ、イギリス、フランスにおいては、課税件数は被相続人一人につき一件とカウントされているのに対し、ドイツは相続人一人につき一件の申告が行われるため、課税件数は相続人一人につき一件とカウントされている。

(注2) 各国の遺産総額は相続税申告者(基礎控除額等を超える遺産額がある者)の遺産額のうち、葬式費用等を控除した後の遺産額で、配偶者控除(又は配偶者非課税移転額)及び基礎控除(又はそれに類する一般的に適用される控除)を控除する直前の課税遺産額の総額として最も近い統計データを記載している。

(注3) ドイツ・フランスでは遺産取得課税方式が採用されており、各相続人の課税対象となる遺産額のベースが、遺産課税方式を採用しているアメリカ、イギリス及び法定相続分課税方式を採用している日本とは異なる。

(出典) 各国資料

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。

我が国の相続税と贈与税の一体化の変遷

改正時期	一体化の変遷	課税方式	
		相続	贈与
明治38年 <small>(相続税法施行)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○相続前1年間の贈与を相続財産に合算 	遺産課税	—
昭和22年	<ul style="list-style-type: none"> ○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算 		贈与者課税
昭和25年 <small>(シャープ勧告)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化 	取得課税	
昭和28年	<ul style="list-style-type: none"> ○累積課税が廃止され、贈与税が復活（暦年課税） ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算 	遺産取得課税	受贈者課税
昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> ○法定相続分課税方式の導入 ○贈与税の3年間の累積課税方式の導入（昭和50年に廃止） ○相続前贈与の合算期間を3年に延長 	法定相続分課税	
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ○相続時精算課税制度の導入 		